令和3年度

GXP 研究会活動報告書

令和4年3月

岐阜県医薬品等 GXP 研究会

令和3年度岐阜県医薬品等GXP研究会活動報告について

岐阜県医薬品等 GXP 研究会は、医薬品等製造販売業者が遵守すべき製造販売後安全管理の基準(以下「GVP」という。」)及び品質管理の基準(以下「GQP」という。)並びに医薬品等製造業者が遵守すべき製造管理及び品質管理の基準(以下「GMP」という。)に関する技術的対応策等を研究するため、平成 18 年 8 月に発足いたしました。当研究会では、これまで、GVP、GQP 及び GMP の他、医薬品の適性流通基準(GDP)や労働安全など幅広いテーマの研究を行ってきたところです。

さて、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の患者が令和元年 12 月に中国で初めて報告されてから、瞬く間に世界的な流行となりました。日本国内においてもいまだ収束の兆しが見えない状況にありますが、その余波は当研究会の活動にも及び、令和 2 年度は発足後初めてとなる活動の中止を余儀なくされました。

一方、令和2年に福井県で発生した抗真菌薬に睡眠導入剤の有効成分が混入した事案を始め、近年、医薬品製造業者の不適切事例が多発し、相次いで行政処分がされています。これに対して厚生労働省は令和3年2月9日付けで「医薬品の製造業者における GMP 省令違反等を踏まえた無通告立入検査の徹底強化等について」の通知を発出し、医薬品製造業者に対する監視強化が図られています。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)が令和3年8月1日に施行され、医薬品製造業者等に対する法令遵守体制の整備等が義務化されました。さらに、国際整合を図る観点から、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第90号)が、令和3年8月1日に施行されました。

このように、医薬品を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しており、ますます厳しいものとなっています。

このような状況の中、令和3年度は、「改正GMP省令への対応」をテーマとして、 改正GMP省令と逐条解説との対比表の作成や各企業での事例等を報告書に取りまと めました。コロナ禍での実施となり、手探りではありましたが、リモート等の通信機 器を利用してなんとか取りまとめることができました。会員企業の皆様におかれまし ては御協力をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。

当研究会では、今後も会員企業が直面する課題等への技術的支援の一助となるよう、御要望、御意見を伺いながら、さらに研究を重ねていきたいと考えております。

最後になりましたが、県内の医薬品等関係業界の益々の御発展を祈念し、本年度の 活動報告とさせていただきます。

令和4年3月

目 次

まえかさ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正 GMP 省令への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) GMP の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 研究目的及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3) 参考・引用資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4) 研究結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 3 条の 2 承認事項の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 3 条 の 3 医薬品品質システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第 3 条の 4 品質リスクマネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第4条 第3項 品質保証に係る業務を担当する組織・・・・・・	14
第5条 第1項 第2号 第3号 製造管理者の業務・・・・・・・・・・・・	17
第8条 手順書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第 8 条の 2 交叉汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第9条 第1項 第5号、第2項 構造設備	36
第 11 条 第 1 項 第 6 号 品質管理(原料等の参考品)・・・・・・	41
第 11 条の 2 安定性モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第 11 条の 3 製品品質の照査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第 11 条の 4 原料等の供給者の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第 11 条の 5 外部委託業者の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第 14 条 変更の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第 15 条 逸脱の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第 19 条 第 4 号 教育訓練(実効性の定期的評価)・・・・・・・・	70
第 20 条 第 2 項 文書及び記録の管理(記録の完全性)・・・・・	72
令和 3 年度岐阜県医薬品等 GXP 研究会活動履歴······	76
あとがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
岐阜県医薬品等 GXP 研究会設置要領······	77

まえがき

令和3年4月28日、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)の一部を改正する省令(改正 GMP省令)が公布され、同年8月1日に施行されました。一方、これに先立ち、令和元年12月4日、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)の一部を改正する法律」が公布され、令和3年8月1日、同法の一部「法令遵守体制の整備について」の薬機法が施行されました。内容は、近年発生している薬機法違反事案を踏まえ、許可等業者に対して法令を遵守して業務を行う体制の整備を義務付けるほか、法令遵守に責任を有する者を明確にするため、薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)を法律上位置付けるなど、許可等業者の法令遵守体制を強化するものです。

改正 GMP 省令においては、ICH Q10 に準じた医薬品品質システム(PQS) も導入され、経営者の責任が GMP の仕組みの中に取り込まれました。また、承認書と製造実態の整合性確保も織り込まれ、改正 GMP 省令と法令遵守体制の整備は密接な関係があります。

このような状況を踏まえ、今年度は改正 GMP 省令について、主な改正点の変更内容を GMP 業務に反映させるため、必要な情報を収集しました。

改正 GMP 省令への対応

(1) GMP の歴史

GMP は、医薬品の汚染で多くの犠牲者を出した米国から発せられた。米国におけるキーフォーバー・ハリス医薬品改正法(Kefauver Harris Amendment, 1962)が始まりで、その法令の中に医薬品の製造に対して GMP 遵守を求める規定が盛り込まれた。これに基づいて、米国 FDA が 1963 年に医薬品の GMP に関する規則(21CFR210-226)を公示した。1969 年には WHO が米国版 GMP に基づきWHO-GMP を作成、国連総会は加盟国に対して GMP の採用、さらに医薬品貿易において GMP に基づく証明制度を採用することを勧告した。また、1989 年には EU GMP ガイドラインが制定された。

日本においては、1974年に厚生省薬務局長通知「医薬品の製造及び品質管理に関する基準」が発出され、1980年に「医薬品の製造管理及び品質管理規則」として省令化され、医薬品製造業者の遵守事項となった。その後、薬事法の改正に伴い 1994年に GMP が医薬品製造業の許可要件になり、2005年には製造販売承認の要件になった。

このように GMP は世界的に時代とともに変化して発展してきたが、ICH(医薬品規制調和国際会議)及び PIC/S(医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム)により GMP をまとめる動きが始まった。即ち、ICH の「医薬品承認申請事項の世界標準化」、PIC/S の「GMP 査察と GMP の世界標準化」である。日本においても

国際的な協力や情報交換等の必要性が高まっていることを理由に、GMPの実施に関する国際整合性の観点から、PIC/SのGMPガイドラインを踏まえ、2013年8月30日にGMP施行通知が改正された。

日本(厚生労働省、PMDA 及び都道府県)は 2015 年 7 月に PIC/S に加盟したことから、国際標準の製造管理及び品質管理の運用が求められるようになった。PIC/S に加盟以降、PIC/S の GMP ガイドラインの改訂、また、「GMP、QMS 及び GCTP のガイドラインの国際整合化に関する研究」(平成 29 年度医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)の研究成果を踏まえ、一層の国際整合を図る観点等から、GMP 省令は改正され、2021 年 8 月 1 日施行された。

(2) 研究目的及び方法

今回の改正 GMP 省令には、PIC/S 加盟対応として GMP 施行通知 (2013 年) で実施を求められたギャップも含まれており、これらの厳格な実施が求められることになった。このギャップを含めた主な改正事項について、業務に反映しなければならない課題を抽出し、具体的な対応事例をまとめた。なお、研究対象とした主な改正事項は以下のとおりである。

主な改正事項

第3条の2	承認事項の遵守
第3条の3	医薬品品質システム
第 3 条の 4	※品質リスクマネジメント
第4条第3項	品質保証に係る業務を担当する組織
第5条 第1項 第2号 第3号	製造管理者の業務
第8条	手順書等
第8条の2	交叉汚染の防止
第9条 第1項 第5号、第2項	構造設備
第11条 第1項 第6号	※品質管理(原料等の参考品)
第 11 条の 2	※安定性モニタリング
第 11 条 の 3	※製品品質の照査
第 11 条の 4	※原料等の供給者の管理
第 11 条の 5	外部委託業者の管理
第 14 条	変更の管理

第 15 条	逸脱の管理
第 19 条 第 4 号	教育訓練(実効性の定期的評価)
第 20 条 第 2 項	文書及び記録の管理(記録の完全性)

※:GMP施行通知(平成25年8月30日)で追加(ギャップ)

研究は 2 つの班に分けて実施し、各改正事項を各社に割り振り、個別に検討を行った。コロナ禍の活動であったことから、Web 会議等で実施した。

改正事項については、条文ごとに「改正 GMP 省令」と「薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説」を対比表とし、比較できるようにした。また、課題及び具体的な対応事 例については、各社で検討した内容を反映させた。

(3) 参考・引用資料

- 1) 医薬品の研究開発にかかる規制:倫理、ガイドライン、法令の基礎、保健医療科学 2015
- 2) 図解で学ぶ PIC/S GMP ガイド (第 3 版)
- 3) 薬食監麻発 0830 第 1 号 (平成 25 年 8 月 30 日) 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の取扱いについて
- 4) 厚生労働省令第90号(令和3年4月28日) 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令
- 5) 薬生監麻発 0428 第 2 号 (令和 3 年 4 月 28 日) 医薬品及び医薬部外品の製造 管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正について
- 6) 平成 30 年度マスターファイル講習会 (PMDA)
- 7) GMP 事例集(2013 年版)

(4) 研究結果

第3条の2 承認事項の遵守

改正 GMP 省令

第3条の2

法第 14 条第 1 項に規定する医薬品また は医薬部外品に係る製品の製造業者等 は、当該製品を法第 14 条第 1 項若しく は同条第 15 項 (法第 19 条の 2 第 5 項に おいて準用する場合を含む。以下この条 において同じ。) または法第 19 条の 2 第 1 項の承認を受けた事項(以下「承認事 項」という。)に従って製造しなければならない。ただし、法第 14 条第 15 項の軽 物な変更を行う場合においては、同条第 16 項 (法第 19 条の 2 第 5 項において 用する場合を含む。)の規定による届出が 行われるまでの間は、この限りでない。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

- 4. 第3条の2(承認事項の遵守)関係 (1)「承認事項」とは、医薬品又は医薬 部外品について、法第14条第1項若しくは第15項法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。) 又は法第19条の2第1項の承認を受いた事項をいうものであること。なお格及び分量又は本質、製造方法、規格の公式試験方法等について、日本薬局方されている場合には、それらの内容も承認のであることがら、当該公定書、原薬等登録原簿等の改正、変更等について留意が必要であること。
- (2)上記の承認を受けた医薬品又は医薬部外品に係る製品は、その承認事項に従って製造することを要するものであること。なお、承認事項のうち、製品の成分若しくは分量(成分が不明なものにあっては、本質又は製造方法)又は性状若しくは品質が異なる場合には、法第56条(医薬部外品について、法第60条において準用する場合を含む。)の規定に違反することになりうるものであること。
- (3) 法第 14 条第 15 項の承認事項の軽 微な変更を行う場合に、同条第 16 項(法 第 19 条の 2 第 5 項において準用する場 合を含む。) 及び施行規則第 48 条の規定 により、当該変更をした後 30 日以内に 届出が行われることとされており、当該 届出が 行われるまでの間における承認 事項の遵守については、GMP 省令第 3 条の 2 ただし書により免除しているもの であること。

課題1

GMP 事例集により認められていたいわゆる代替試験法について、どのように対応したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 代替試験を行っていた品目に関して試験法を承認法に戻した。今後の方針として 代替試験法を承認書に追加し、正式な試験法として実施できるよう一部変更申請 を行う。
- ・ 代替試験法は MF(マスターファイル) に記載している。逐条解説(①第7条第1号及び第3号関係イ)に記載の通り、MF添付資料に妥当性を示す根拠を記載している。

課題 2

品質管理試験で使用する試薬・試液の調製量が承認書に記載されている場合、その調製量の取扱いをどのようにしたらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 試薬・試液の調製については、QC (品質管理) 試験手順書に〇倍調製と記載して調整スケールを変動している。
- ・サンプルの調製は医薬品製造販売承認書のとおりに調製している。移動相等は、 医薬品製造販売承認書に記載の量の 1~3 倍くらいまでの量を調製できるよう に、「試薬等調製指図兼記録書」で指図している。

改正 GMP 省令

第3条の3

製造業者等は、実効性のある医薬品品質 システムを構築するとともに、次に掲げ る業務を行わなければならない。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

5. 第3条の3(医薬品品質システム)関係

製造業者等 は、実効性のある医薬品品質システムの構築を要するものであること。第3条の3各号は、医薬品品質システムの実施に必要な業務を規定するものであること。

医薬品規制調和国際会議(以下「ICH」 という。)との整合性を考慮して、PIC/S の GMP ガイドラインにおいて「医薬品 品質システム Pharmaceutical Quality System)」という用語が使われていると ころであり、ICH の 医薬品品質システ ムに関するガイドライン (以下「ICH の Q10 ガイドライン」という。「医薬品 品質システムに関するガイドラインにつ いて」平成 22 年 2 月 19 日付け薬食審 査発 0219 第1号、薬食監麻発 0219 第 1号 厚生労働省医薬食品局審査管理課 長、監視指導・麻薬対策課長 連名 通知) 参照。)は、そのQ&A(「「製剤開発に関 するガイドライン」、「品質リスクマネジ メントに関するガイドライン」及び「医 薬品品質システムに関するガイドライ ン」に関する質疑応答集(Q&A)につい て」(平成22年9月17日付け厚生労働 省医薬食品局審査管理課、監視指導・麻 薬対策課事務連絡)参照。)等とともに、 実効性のある医薬品品質システムの構築 において参考になるものであること。 法人たる製造業者等の代表者を含む薬事 に関する業務に責任を有する役員は、 ICH の Q10 ガイドライン及び PIC/S の GMP ガイドラインにおける上級経営陣 (Senior Management) に相当し、実効

性のある医薬品品質システムの構築及び 実施に関しても責任を負うものであること。

ー 製品品質を確保するための基本的な 方針(以下「品質方針」という。)を文書 により定め、当該文書に医薬品品質シス テムの手続等の構成要素を示すこと。 (1) 第3条の3第1号関係

品質方針は、法人たる製造業者等の代表者を含む薬事に関する業務に責任を有する役員による全社的なコミットメントとして、製品品質に関する取組み姿勢及び方向性を記述するものであり、その製造工程等に応じて GMP省令の要求事項等を満たすとともに、その製造業者等における医薬品品質システムの継続的な改善を推進する内容であることが求められる。

品質方針を定め、医薬品品質システムの手続き等の構成要素を示す文書は、ICHのQ10ガイドライン及びPIC/SのGMPガイドラインにおける品質マニュアル(Quality Manual)に相当するものであること。

なお、当該文書について、必ずしも1つ の文書ファイルに収められていることを 要するものでなく、例えば、複数の文書 ファイルで構成する等は差し支えないも のであること。

二 法第17条第6項に規定する医薬品製造管理者および法第68条の16第1項に規定する生物由来製品の製造を管理する者(外国製造業者にあっては、法第13条の3第1項の認定を受けた製造所の責任者または当該外国製造業者があらいまたは当該外国製造管理者」と総称する。)または第4条第3項第1号に規定する品質保証に係る業務を担当する組織に、品質方針に基づいた製造所における品質目標を、文書により定めさせること。

(2) 第3条の3第2号関係

品質目標は、品質方針に基づいたものとするとともに、法第17条第6項に規定する医薬品製造管理者及び法第68条の16第1項に規定する生物由来製品の製造業者にあって規定する者(外国製造業者にあって大製造所の責任者又は当該外国製造業者があらかじめ指定した者)(以下「製造管理者」と総称する。)又はGMP省令第4条第3項第1号に規定する品質保証により定する品質保証により定数を担当する組織の下で文書により定めることを要するものであること。

三 製造所において医薬品品質システム に関わる全ての組織および職員に対し、 品質方針および品質目標を周知するこ と。

四 品質方針および品質目標を達成するため、必要な資源(個人の有する知識および技能並びに技術、設備その他の製造所における製造管理および品質管理に活用される資源をいう。)を配分するとともに、定期的に医薬品品質システムを照査し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

(3) 第3条の3第3号関係 品質方針及び品質目標について、その製造所において医薬品品質システムに関わる全ての組織及び職員への周知を要する ものであること。

(4) 第3条の3第4号関係 品質方針及び品質目標を達成するため、 法人たる製造業者等の代表者を含む薬事 に関する業務に責任を有する役員の主導 に関する業務に責任を有する役員の立 に関する人材、設備、物品 その他 の資源を配分するともに、定期 を配分するともに、定期 等の医薬品品質システムについて、 部間 等の医薬品品質システムについて、 品質 を対し、ICH の Q10 ガイドライン及び PIC/S の GMP ガイドライン及び PIC/S の GMP ガイェー (Management Review) に相当するも の。) を要するものであること。

また、当該照査の結果に基づいて所要の 措置、GMP 省令第 6 条第 2 項に規定す る責任者の適切な配置、同条第 3 項に規 定する人員の十分な確保、同条第 4 項に 規定する管理体制の整備、その他必要な 資源の配分等)を要するものであるこ と。

五 前 2 号の業務に係る記録を、あらかじ め指定した者に作成させ、これを保管さ せること。 (5) 第3条の3第5号関係 あらかじめ指定した者において、上記(3) 及び(4) の業務に係る記録の作成及び保 管を要するものであること。あらかじめ 指定した者については、医薬品品質シス テム及びその照査に係る業務を 熟知し ている職員を 当該記録の作成及び保 の責任者としてあらかじめ指定し、その 職責及び権限を含め、GMP省令第6条 第4項の規定による文書に適切に定めて おくことが求められる。

課題1

上級経営陣については、実効性のある医薬品品質システムの構築及び実施に関して責任を負うこととなっているが、具体的にどのように関与させるべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

上級経営陣の責任や役割を明確に規定することで関与させる。

(規定する項目の事例:品質方針の確立、品質目標の設定と周知及び評価、適切な資源配分及び従業員への教育訓練の提供、マネジメントレビューの実施、情報伝達の仕組みの構築/維持、医薬品品質システム(PQS)の確立・実施、実効性に責任を負い業務を行う、PQSの文書化等)

課題 2

社内教育(上級経営陣への周知を含めて)と人員の確保をどうすべきか。組織改編含む管理体制の整備をどうすべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- 上級経営陣を含めた教育訓練を定期的に実施する。
- ・ 組織改編などの管理体制の整備については、システムを適切に管理するための最 低限の人員を確保する必要があるが、役割を割り振るなどして整備する。

課題 3

品質方針や品質目標はどれくらいのタイミングで見直すべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

· 品質方針(8社回答)

不定期:2社、1回/年:4社、2回/年:2社

品質目標(8社回答)

1回/年:6社、2回/年:2社

課題 4

品質目標を立てる時期はいつが適切か。

具体的な各社対応事例及び意見等

(8 社回答)

•期首:3社

マネジメントレビュー実施時期:5社

課題5

品質方針及び品質目標の適切な周知方法はどのような方法か。

具体的な各社対応事例及び意見等

- 教育訓練にて周知する。
- ・従業員が確認しやすい場所(居室など)へ掲示する。
- ・ 各階への掲示及びカードを全従業員に配布する。

課題 6

品質目標が適切に実施されているか、どのように確認するべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 品質目標を基に、部署ごとの目標を定め、1 回/月の定例会(GMP 委員会)で 進捗確認する。
- 対象期間の最後に達成度を算出し、その成果について評価する。

課題 7

責任役員の主導により「製造所における製造管理及び品質管理に要する人材、設備、物品、その他の資材を配分する」となっていますが、これに関する評価はどのように行えばよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 品質システムが適切に機能していることを評価することで、製造管理及び品質管理に要する人員、設備、その他の資材の配分が適切であったと評価する。
- ・ 事業所単位のマネジメントレビュー時に『経営資源の必要性』というレビューを 実施し、結果を記載することで評価している。

改正 GMP 省令

第3条の4

製造業者等は、品質リスクマネジメント を活用して医薬品品質システムを構築し た上で、医薬品に係る製品について、製 造所における製造管理および品質管理を 行わなければならない。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

- 6. 第 3 条の 4(品質リスクマネジメント) 関係
- (1) 製造業者等は、品質リスクマネジメントを活用して医薬品品質システムを構築した上で、医薬品に係る製品について製造所における製造管理及び品質管理を要するものであること。
- ①品質リスクマネジメントは、医薬品品質システムを構成する要素であるとともに、製造所において、医薬品に係る製品の品質リスクを特定し、製造手順等にない管理を確立するために、製造業者等が主体的に取り組むものであること。製造工程の稼働性能及び製品品質の継続的な改善を促進するため、品質リスクマネジメントが有効な手法であることを考慮するものであることを考慮するものであることを考慮するものであること。
- ②ICH の品質リスクマネジメントに関 するガイドライン(Q9 ガイドライン) (「品質リスクマネジメントに関するガ イドライン」(平成 18 年 9 月 1 日付け薬 食審査発第 0901004 号、薬食監麻発第 0901005 号厚生労働省医薬食品局審査管 理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通 知)参照。) は、PIC/S の GMP ガイドラ インにアネックス 20 として組み入れら れているところであり、その Q&A (「「製 剤開発に関するガイドライン」、「品質リ スクマネジメントに関する ガイドライ ン」及び「医薬品品質システムに関する ガイドライン」に関する質疑応答集 (Q&A) について」平成 22 年 9 月 17 日付け厚生労働省医薬食品局審査管理 課、監視指導・麻薬対策課 連名事務連絡)

参照。)及び「医薬品品質システムにおける品質リスクマネジメントの活用について」平成 29 年 7 月 7 日付け厚生労働省 医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 事務連絡、PIC/S の関連ガイダンス文書 PI 038"ASSESSMENT OF QUALITY RISK MANAGEMENT IMPLEMENTATION"等とともに、品質 リスクマネジメントの活用において参考 になるものであること。

2 製造業者等は、あらかじめ指定した者 に品質リスクマネジメントの実施の手続 その他の必要な事項に係る文書および記 録を作成させ、これらを保管させなけれ ばならない。 (2)医薬品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる品質リスクマネジメントの実施の手続きその他の必要な事項に係る文書及び記録の作成及び保管について規定するものであること。

あらかじめ指定した者については、品質リスクマネジメントに関して熟知している職員を当該文書及び記録の作成及び保管の責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GMP 省令第 6条第 4 項の規定による 文書に適切に定めておくことが求められる。

課題 1

品質リスクマネジメントについて、具体的にどのようなことをすべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 品質リスクマネジメントは医薬品品質システムの構築要素の一つとして手順書 に定め、医薬品の製造管理及び品質管理業務に運用している。
- ・品質リスクマネジメントに熟知している職員を、当該文書・記録の作成及び保管の責任者として、社内手順書「品質リスクマネジメント実施手順書」において指定し、定めている。リスクレビューの経営陣の報告は、リスクレベルの高いものについて行っている。リスクレビュー後、新たな知見や経験を考慮し、品質リスクマネジメントプロセスの結果を見直している。リスクレビューでは、計画的なレビュー項目だけでなく、突発的に発生した苦情、回収等も必要に応じ含めることと定めている。
- 変更管理手続きに付随してリスクマネジメントを行う仕組みとなっている。
- 品質リスクマネジメント手順書の他に、リスクマネジメントが必要な変更管理や

バリデーション等の手順書にも反映させて対応している。研究会の中で挙げられた「リスクアセスメント実施者の思ったようにリスクをコントロールできてしまうのではないか」という課題については、一担当者だけでなく様々な部署の責任者を関与させることが重要だと考えている。新製品の工場導入、製造品目の他工場への移管等、変更の重要度が高く、変更に伴う影響評価が多岐にわたる場合はリスクアセスメントを実施している。

・一般的なリスクマネジメントプロセスに沿って部署ごとにリスク管理表を作成、 起こり得るリスクを挙げ、それに対する評価(予想される影響、原因、発生確率 等)、対応を実施し、リスクを低減させている。通常は年1回確認しているが、 逸脱、不適合、苦情等が発生した場合は、直接当該部署に関係が無くても、同様 の事例が起きうる場合、その都度リスクとして追加し対応している。マネジメン トレビューに関しては、年1回、QMSの手法に従って上級経営陣に医薬品試験 関係を含む各種インプット情報を提供し、改善指示(アウトプット)を得ている。 なお、改善指示については、月例会議で対応状況をレビューしている。

第4条 第3項 品質保証に係る業務を担	当する組織
76 T (1) (1) (6) A	薬生監麻発 0428 第 2 号
改正 GMP 省令	逐条解説
3 品質部門は、次に掲げる組織を置かな	(3) 品質部門の各組織には、その製造所
ければならない。	における製造工程等に応じて、適切な人
	数の職員の配置を要するものであるこ
	と。なお、品質部門における品質保証に
	係る業務及び試験検査に係る業務につい
	て、それぞれ業務に支障がない限りにお
	いて、従事する職員の兼任は差し支えな
	いものであること(ただし、GMP 省令
	第6条の規定により、業務を適切に実施
	しうる人員を十分に確保しなければなら
	ないものであること。)
一 品質保証に係る業務を担当する組織	
二 試験検査(製造業者等の他の試験検査	(4)「製造業者等の他の試験検査設備を
設備を利用しまたは第 11 条の 5 の規定	利用し又は第 11 条の 5 の規定に従って
に従って他に委託して自己の責任におい	他に委託して自己の責任において行う試
て行う試験検査であって、当該利用また	験検査」とは、製造所から外部において
は委託につき支障がないと認められるも	試験検査を行う施設(以下「外部試験検
のを含む。以下この章において同じ。)に	査機関」という。)に検体を搬送し、その
係る業務を担当する組織。	製造業者等の自らの責任で結果の判定を
	行う試験検査を指すものであること。通
	常、外部試験検査機関に依頼して試験検
	査を適切に行うには、①GMP 省令第 11
	条第1項第3号の規定による文書(以下
	「試験検査指示書」という。)について、
	検体が採取された製造所及び外部試験検
	査機関の双方において適切に保管するこ
	とが求められる。
	②試験検査に際して、試験検査指示書と
	ともに、次に掲げる事項が表示等された
	検体を必要量送付することが求められ
	る。試験検査指示書の内容に変更が生じ
	たときは、品質部門の責任者が適切に修
	正等するとともに、外部試験検査機関へ
	速やかに送付することが求められる。

ア. 検体の名称(又は検体たる原料、資

材若しくは製品の規格に関連付ける参照 番号)及び検体識別番号(同じロット、 製造番号又は管理単位から採取された検 体であっても採取場所、日時等により区 別することができるよう付された当該検 体に固有の番号をいう。以下同じ。)

- イ. 検体が採取された製造所の名称
- ウ. 検体の取扱い及び保管上の注意事項 その他適切な試験検査に必要な事項

課題 1

逐条解説において「品質部門における品質保証に係る業務及び試験検査に係る業務について、それぞれ業務に支障がない限りにおいて、従事する職員の兼任は差し支えないものであること」とされているが、業務に支障がないことの具体的な線引きはどのように考えるべきか。また、試験検査に係る組織と品質保証に係る組織について、組織・業務をどのように分け、対応していくべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・医薬品製造業における「品質保証に係る業務を担う組織」とは、製造所における 製造手順等が適切であることを管理するために、製造部門及び品質管理に係る業 務を担う組織が行う業務を保証する組織の設置を求めているものであるとの PMDAによる講演がなされている。製造管理者の監視下に「品質部門」として 設置する組織中の一組織である。品質保証に係る業務と試験検査に係る業務は 別々に分けて管理することが求められているので相互の組織で業務が重複して はいけない。ただし、職員については状況に応じて兼任が必要な場合には、製造 管理者が適格者を任命すればよい。

参考文献「平成30年度 マスターファイル講習会『GMP省令改正案のポイント』 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 品質管理部」

課題 2

品質保証部門の業務が各箇条に分散していて、理解し難い。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 改正 GMP 省令にて新たに設置が求められた「品質部門における品質保証に係る 業務を担当する組織」が管理しなければならない業務内容と重要ポイントは以下 の通りである。
- ① 品質目標の設定

第 3 条の 3 医薬品品質システム

製造業者等は、医薬品製造管理者又は品質保証に係る業務を担当する組織に、品質方針に基づいた製造所における品質目標を、文書により定めさせること。

② 製造販売承認事項の遵守

第5条 製造管理者

製造販売承認事項と製造所における製造手順等に相違が生じないよう、品質保証に係る業務を担う組織に管理させること。

③ 製造管理

第10条 製造管理

製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を品質保証に係る業務を担う組織に対して 文書により報告すること。

④ 製品品質の照査

第11条の3製品品質の照査

製造業者等は、品質保証に係る業務を担う組織に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない:製品品質の照査を行うこと等。

⑤ 原料等の供給者の管理

第11条の4原料等の供給者管理

製造業者等は、品質保証に係る業務を担う組織に、手順書等に基づき、次に 掲げる業務を行わせなければならない:原料等の品質の確保のために適切な規 格を定めること等。

⑥ 出荷判定

第12条 製造所からの出荷の管理

製造業者等は、品質保証に係る業務を担う組織に、(中略)製品の製造所からの出荷の可否を決定する業務を行わせなければならない。

⑦ バリデーション

第 13 条 バリデーション

製造業者等は、バリデーションの計画及び結果を品質保証に係る業務を担う 組織に対して文書により報告すること。

⑧ 変更の管理

第14条 変更の管理

変更による製品品質及び製造販売承認事項への影響評価、変更の承認。

- ⑨ その他、GMP 上の重要なシステムを文書にて報告を受け確認することとして 以下が挙げられる。
 - 第15条 逸脱管理の結果
 - 第16条 品質情報及び品質不良等の処理
 - 第17条 回収に係る記録
 - 第 18 条 自己点検結果
 - 第 19 条 教育訓練

参考文献「平成30年度 マスターファイル講習会『GMP省令改正案のポイント』 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 品質管理部」

第 5 条 第 1 頃 第 2 号 第 3 号 製造管理者の業務	
改正 GMP 省令	薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説
二 医薬品品質システムの運用状況を確	②第5条第1項第2号関係
認するとともに、その改善を要するかど	製造管理者は、医薬品品質システムの運
うかについて製造業者等に対して文書に	用状況を確認するとともに、その改善を
より報告すること。	要するかどうかについて、製造業者等へ
	の文書による報告を要するものであるこ
	と。
	ア. 製造管理者からの当該文書(製造管
	理者が自らの責任で作成したもの)によ
	る報告を踏まえ、法人たる製造業者等の
	代表者を含む薬事に関する業務に責任を
	有する役員の主導により、GMP省令第3
	条の3第4号の規定による必要な資源の
	配分がなされるものであること。
	イ. 法第 17 条第 6 項に規定する医薬品
	製造管理者にあっては、同条第7項の規
	定により、医薬品の製造の管理を公正か
	つ適正に行うために必要があるときは、
	製造業者に対し、意見を書面により述べ
	なければならないものであること。
三 原料、資材および製品の規格並びに製	③第5条第1項第3号関係
造手順等が承認事項と相違することのな	製造管理者は、原料、資材及び製品(中
いよう、品質保証に係る業務を担当する	間製品を含む。)の規格並びに製造手順等
組織に管理させること。	が承認事項と相違することのないよう、
	品質保証に係る業務を担当する組織に管
	理させるものであること。

課題1

どのように製造管理者に医薬品品質システムの運用管理を行わせ、必要により改善提案を行うことのできる体制をとればよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ 医薬品品質システムの適切な管理、実施のために、月次の「品質戦略」、「GMPマネジメント委員会」、「トップレビュー」を運用している。

品質戦略とは:品質部門を主体として、全社全体格の中で品質にかかわる課題、 中長期戦略、経営層への提案や相談案件を協議する。

GMP マネジメント委員会とは:委員会メンバーは医薬品製造管理者、各部門の GMP 関連部署責任者、責任役員とする。頻度は月1。委員会の中で製造管理者 から各工場の GMP 管理状況を(文書により)報告する。資料の添付、議事録を 作成する。

法令遵守に関して意見がある場合は、医薬品製造管理者から責任役員へ上申するように定めている。

・医薬品品質システムは、その要素として、①製造プロセスの稼働性能及び製品品質のモニタリングシステム、②是正措置及び予防措置(CAPA)システム、③変更マネジメントシステム、④マネジメントレビューからなっており、達成のための手法として、⑤知識管理、⑥品質リスクマネジメントがある。(※薬食審査発0219 第 1 号、薬食監麻発0219 第 1 号医薬品品質システムに関するガイドラインについて 付属書 2)。この①~⑥がほぼ品質保証担当部門の仕事となり、これを統括するのが製造管理者の仕事になっている。また、品質保証担当部門はこのシステムを活用して規格や手順が承認事項と相違することがないように管理を行っていく。

その他参考情報

- ・製造管理者の業務を考えるにあたって、「どうやってその業務を行うか」の前に「その業務の範囲」を明確にすることに苦戦している様子が見て取れた。そのためには条文にもある「医薬品品質システム」と「品質保証担当部門」の業務を先に明確にすることが必要である。
- ・「医薬品品質システム」は ICHQ10 ガイドライン及び PIC/S の GMP ガイドライン、「品質保証に係る業務を担当する部門」の業務は GMP 省令や関連通知から拾い出して業務範囲を決めていくことになると思われる。特に「医薬品品質システム」はすぐにイメージがしにくいが、国内でも「品質管理監督システム」(医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 2条13 項) など似た概念は存在しており、これらを参考にして必要な要素を洗い出してみるのもよい。
- ・ ICHQ10 を参考に「医薬品品質システム」の構成要素を出していた企業もあったが、GMP 省令内で「品質保証に係る業務を担当する部門」の業務とされてい

る製品品質の照査はICHQ10の「医薬品品質システム」には含まれておらず、 複数のガイドラインを参照し漏れがないか確認し、製造現場の実態に合った「医 薬品品質システム」を構築し、製造責任者が運用をしていくことが必要である。

改正 GMP 省令

第8条

製造業者等は、製造所ごとに、次に掲げる手順について記載した文書(以下「手順書」という。)を作成し、これを当該製造所に適切に備え置かなければならない。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

11. 第8条(手順書等)関係

(1) 製造・品質関連業務を適正かつ円滑 に行うため、製造所ごとに所定の手順に ついて記載した文書の作成等について規 定するものであること。 当該文 書(以下 「GMP 省令第 8 条第 1 項の手順書」と いう。)は、当該製造所において必要な関 連部門、組織及び職員に配付、周知等を 行った上で備え置くことを要するもので あること。なお、当該製造所において該 当しない業務に関する手順(例えば、当 該製造所の製造・品質関連業務を他に委 託することのない場合における GMP 省 令第8条第1項第7号の手順)について は、GMP 省令第8条第1項の手順書を 要しないものであること。また、必ずし も GMP 省令第8条第1項の各号に1対 1 対応させて作成することを要するもの でなく、例えば、当該業務を行う職員、 組織、部門等で適宜まとめて作成する等 は差し支えないものであること。改正省 令による改正前の GMP 省令第8条第1 項の衛生管理基準書、同条第2項の製造 管理基準書及び同条第3項の品質管理基 準書として既に作成され、製造所に備え 置かれている各文書については、改正省 令による改正後の GMP 省令第8条第1 項第1号から第3号までの各手順につい て記載した文書とみなすものとし、当該 文書の名称等を形式的に変更するためだ けの改廃等は要しないものであること。

一 構造設備及び職員の衛生管理に関す る手順

①第8条第1項第1号関係

ア. 構造設備及び職員の衛生管理に関する手順は、それら衛生管理に係る業務を適切に遂行できる内容であることが求め

られる。製造衛生に係る内容に限らず、 試験検査に係る業務等において衛生管理 が必要な場合には、当該衛生管理に関す る手順も含むものであること。

イ. 職員の衛生管理は、職員が微生物等により原料、資材及び製品(中間製品を含む。)を汚染することの防止を目的とするものであること。

ウ. 構造設備及び職員の衛生管理に関する手順として、その製造所における製造工程等に応じて、次に掲げる手順のうち該当するものについて記載するものであること。

(ア)構造設備の衛生管理に関する手順 ⑦構造設備の清掃、保守、滅菌等に関す る手順(当該清掃、保守、滅菌等の方法、 間隔、確認方法等を含む。)

①GMP 省令第 9 条第 2 項ただし書による清浄化に関する手順(当該清浄化の方法、間隔、確認方法等を含む。)

<無菌医薬品区分製造所の場合>

- ウ作業室又は作業管理区域の清浄度の維持管理に関する手順
- ①無菌操作を行う区域における空気の管理に関する手順

⑦注射剤に係る製品を製造する場合における、GMP省令第23条第3号二の規定による配管部等の洗浄及び滅菌に関する手順(当該洗浄及び滅菌の方法、間隔、確認方法等を含む。)

<生物由来医薬品等に係る製品を製造する場合>

①生物学的製剤(ロットを構成しない血液製剤を除く。)に係る製品を製造する場合における、GMP省令第26条第1号に規定する構造設備の衛生管理に関する手順

(キロットを構成しない血液製剤に係る製)

品を製造する場合における、GMP 省令 第 26 条第 2 号に規定する構造設備の衛 生管理に関する手順

- 少人の血液又は血漿を原料とする製品を 製造する場合における、 GMP 省令第 26 条第 3 号に規定する製造区域、設備 及び器具の衛生管理に関する手順
- (イ) 職員の衛生管理に関する手順
- ⑦製造作業に従事する職員以外の者の作 業所への立入り制限に関する手順
- ① 作業所における、入退時の更衣及び手 洗い、防護具の着用等に関する手順
- ウ 職員の健康状態の把握に関する手順
- ①作業所における、所持品及び化粧の制限、飲食喫煙の禁止等に関する手順 <無菌医薬品区分製造所の場合>
- ⑦GMP 省令第 24 条第 6 号及び第 7 号に規定する職員の衛生管理に関する手順 <生物由来医薬品等に係る製品を製造する場合>
- ①GMP 省令第 27 条第 1 項第 5 号及び 第 6 号に規定する職員の衛生管理に関す る手順
- 宇細胞組織医薬品に係る製品を製造する場合における、GMP 省令第27条第2項第4号に規定する衛生管理に関する手順

二 製造工程、製造設備、原料、資材及び 製品の管理に関する手順

- ②第8条第1項第2号関係
- ア. 製造工程(保管を含む。)、製造設備、原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の管理に関する手順は、その製造所における製造工程等に応じて、製造設備についてGMP省令第9条第1項、第23条及び第26条に適合させる業務を適切に、製造管理について同令第10条、第24条並びに第27条第1項及び第2項の各号の業務(構造設備及び職員の衛生管理に係る業務を除く。)を適切に遂行できる内容であることが求められる。

- イ.製造工程(保管を含む。)、製造設備、原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の管理に関する手順として、その製造所における製造工程等に応じて、次に掲げる手順のうち該当するものについて記載するものであること。
- (ア) GMP 省令第9条第1項第5号イ及び口の場合における、製品等の漏出防止に関する手順
- (イ)交叉汚染することにより他の製品 等に重大な影響が及ぶおそれのある製品 等を取り扱う場合における、交叉汚染の 防止に関する手順
- (ウ) GMP 省令第 10 条第 1 号に規定する製造指図書の作成、承認、配付等に関する手順
- (エ)製造部門の責任者による製造作業 の指示に関する手順
- (オ)ロットを構成する製品の製造作業に関して、当該製品の一群が均質性を有するように製造されるための手順
- (カ)製造に関する記録の作成等に関する手順
- (キ)原料、資材及び製品(中間製品を含む。)が適正である旨の確認等に関する 手順
- ⑦重要な秤量、計量及び小分け作業については、作業者以外の職員の立会又はそれと同等以上の管理に関する手順を含むものであること。
- ①法第50条から第52条までの規定による事項が記載されている資材及び製品については、当該記載が適正である旨の確認に関する手順を含むものであること。
- 少人又は動物由来の原料を使用して医薬 品に係る製品を製造する場合には、当該 原料が生物由来原料基準の該当する規定 に照らして適正である旨の確認に関する

手順を含むものであること。

- (ク) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。) の保管、出納等に関する手順
- ⑦原料、資材及び製品(中間製品を含む。) のバーコード管理システム又はそれと同 等以上の管理に関する手順
- ②原料、資材及び製品(中間製品を含む。)
 の取違い防止のため手順
- (ケ) 製造設備の清浄の確認等に関する 手順
- (コ)製造設備の点検整備、製造に関する計器の校正等に関する手順(当該点検整備、校正等の方法、間隔、確認方法等を含む。)
- (サ)製造管理が適切に行われていることの確認及び品質保証に係る業務を担当する組織への当該確認の結果の報告に関する手順
- (シ) その他製造工程等の管理に関する 手順
- ⑦作業所における事故の防止、発生時の 対応等に関する手順
- ⑦作業環境の管理に関する手順
- ウ工程管理のために必要な管理に関する手順
- ①製造用水(製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。)の管理に関する手順 <無菌医薬品区分製造所の場合>
- (ス)無菌医薬品に係る製造設備の管理 に関する手順
- (セ)無菌医薬品に係る原料、資材及び製品(中間製品を含む。)、製造工程(無菌性保証に係る重要工程を含む。)並びに製造用水(製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。)の管理に関する手順

 く生物由来医薬品等に係る製品を製造する場合>
 - (ソ) GMP 省令第 26 条に規定する構造

- 設備のうち製造設備の管理に関する手順 (タ) 製造に使用する生物由来原料の管 理に関する手順
- (チ) 製造に使用する動物及び微生物の 管理に関する手順
- (ツ) 生物由来医薬品等に係る製造工程 の管理に関する手順
- ⑦製品等を不活化する場合又は製品等に 含まれる微生物等を不活化若しくは除去 する場合における、GMP 省令第27条第 1項第1号に規定する製造工程の管理に 関する手順
- 合における、GMP省令第 27 条第 1 項 第2号に規定する製造工程の管理に関す る手順
- ウカラムクロマトグラフ装置等を用いる 場合における、GMP 省令第 27 条第 1 項 第3号に規定する製造工程の管理に関す る手順
- ① 培地を培養槽中に連続的に供給し、連 続的に排出させる培養方式を用いる場合 における、GMP 省令第 27 条第 1 項第 4 号に規定する製造工程の管理に関する手 順
- (テ)製造の過程において微生物に汚染 された物品及び使用動物(製造又は試験 検査に使用する動物(ドナー動物を含 む。)をいう。以下同じ。) の死体の処理 に関する手順
- (ト)痘そう病原体、急性灰白髄炎病原 体、有芽胞病原菌又は結核菌を取り扱う 場合における、GMP 省令第27条第1項 第10号に規定する管理に関する手順
- (ナ)細胞組織医薬品に係る製品を製造 する場合における、GMP 省令第 27 条第 2項各号の業務に関する手順

三 試験検査設備及び検体の管理その他 3 第8条第1項第3号関係

適切な試験検査の実施に必要な手順

- ア. 試験検査設備及び検体の管理その他適切な試験検査の実施に必要な手順は、その製造所における製造工程等に応じて、GMP省令第11条第1項各号、第21条並びに第28条第1項、第2項各号及び第3項各号の業務を計画的かつ適切に遂行ができる内容であることが求められる。試験検査を外部試験検査機関に依頼して行う場合には、検体の受渡し方法、試験検査の結果の伝達方法等を明確に定めておくことが求められる。
- イ. 試験検査設備及び検体の管理その他 適切な試験検査の実施に必要な手順とし て、その製造所における製造工程等に応 じて、次に掲げる手順のうち該当するも のについて記載するものであること。
- (ア)原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の検体の採取等に関する手順(当該検体を採取する場所の特定を含む。)
- (イ) 採取した検体及び試験検査用の標準品の保管に関する手順
- (ウ)試験検査指示書の作成、承認、配付等に関する手順
- (エ) 品質部門の責任者による試験検査 の作業指示に関する手順
- (オ)試験検査に関する記録の作成等に 関する手順
- (カ)最終製品の参考品及び保存品の保 管及び試験検査に関する手順
- (キ) GMP 省令第 11 条第 1 項第 6 号に 規定する原料等の参考品の保管及び試験 検査に関する手順
- (ク) 試験検査に関する設備及び器具の 点検整備、計器の校正等に関する手順(当 該点検整備、校正等の方法、間隔、確認 方法等を含む。)
- (ケ)試験検査の結果の判定等に関する 手順

	(コ)計験検末について +2+なに強へ!
	(コ)試験検査について、規格に適合し
	ない結果 (いわゆる"Out of
	Specification"。以下「OOS」という。)
	となった場合における原因の究明、是正
	措置及び予防措置等に関する手順
	(サ)原薬たる医薬品を製造する場合に
	おける、GMP 省令第 21 条に規定する参
	考品の保管及び試験検査に関する手順
	(シ)特定生物由来医薬品(法第2条第
	11 項に規定する特定生物由来製品たる
	医薬品をいう。以下同じ。) 又は細胞組織
	医薬品の最終製品を製造する場合におけ
	る、GMP 省令第 28 条第 1 項に規定する
	参考品の保管及び試験検査に関する手順
	(ス)生物由来医薬品等に係る製品を製
	造する場合における、GMP 省令第 28 条
	第2項各号の業務に関する手順
	(セ)細胞組織医薬品に係る製品を製造
	する場合における、GMP 省令第 28 条第
	3項各号の業務に関する手順
	(ソ)その他適切な試験検査の実施に必
	要な手順
	⑦試験検査用の標準品、試薬試液及び試
	験用水等の管理に関する手順
	①再度の試験検査を行う場合の取扱いに
	関する手順
四 安定性モニタリングに関する手順	④第8条第1項第4号関係
	安定性モニタリングに関する手順は、最
	終製品たる医薬品を製造する場合には
	GMP 省令第 11 条の 2 第 1 項各号の業務
	を計画的かつ適切に、同条第2項の業務
	を適切に、原薬たる医薬品を製造する場
	合には同令第 21 条の 2 第 1 項各号の業
	務を計画的かつ適切に、同条第2項の業
	務を適切に遂行できる内容であることが
	求められる。
五 製品品質の照査に関する手順	⑤第8条第1項第5号関係
	製品品質の照査に関する手順は、GMP
L	

	省令第 11 条の 3 第 1 項各号及び第 2 項
	の業務を適切に遂行できる内容であるこ
	とが求められる。
六 原料及び資材(以下「原料等」という。)	⑥第8条第1項第6号関係
の供給者の管理に関する手順	原料等の供給者の管理に関する手順は、
	GMP 省令第 11 条の 4 第 1 項各号及び第
	2 項の業務を適切に遂行できる内容であ
	ることが求められる。
七 製造業者等の委託を受けて試験検査	⑦第8条第1項第7号関係
その他の製造・品質関連業務の一部を行	外部委託業者の管理に関する手順は、
う他の事業者(以下 「外部委託業者」と	GMP 省令第 11 条の 5 第 1 項及び第 2 項
いう。)の管理に関する手順改正	各号の業務を適切に遂行できる内容であ
	ることが求められる。
八 製造所からの出荷の管理に関する手	⑧第8条第1項第8号関係
順	製造所からの出荷の管理に関する手順
	は、GMP 省令第 12 条第 1 項の業務を適
	切に遂行できる内容であることが求めら
	れる。
九 バリデーションに関する手順	⑨第8条第1項第9号関係
	バリデーションに関する手順は、GMP
	省令第 13 条第 1 項各号及び第 2 項の業
	務を適切に遂行できる内容であるととも
	に、その製造所におけるバリデーション
	に関して、次に掲げる事項及び手順をあ
	らかじめ文書としておくことが求められ
	る。
	°。 ア. その製造所におけるバリテーション
	に関する全体的な方針
	イ. その製造所においてバリデーション
	に係る業務に従事する職員の責務及び管
	理体制(なお、GMP 省令第 6 条第 4 項
	の規定による文書を適宜参照することは
	差し支えないものであること。)
	ウ、その製造所においてバリデーション
	こより検証する事項(本通知の第4の2.
	つぶり状証する事項 (本温州の第4の 2. のバリデーション指針の(2) の事項のう
	ち該当するもの)
	つ談当するもの/ エ. バリデーションに関する手順及びバ
	エ・ハソナーションに関する于順及のハ

	リデーションの計画に関する文書の変更
	の管理に関する手順(なお、GMP 省令
	第 14 条の変更の管理に関する手順を適
	宜参照することは差し支えないものであ
	ること。)
	オ. バリデーションに関する手順及びバ
	リデーションの計画に関する文書からの
	逸脱の管理に関する手順(なお、GMP
	省令第 15 条の逸脱の管理に関する手順
	を適宜参照することは差し支えないもの
	であること。)
	カ. バリデーションの計画に関する文書
	及びバリデーションの結果に関する文書
	について、それぞれ作成、改訂、承認、
	報告、保管等に関する手順(なお、GMP
	省令第 20 条第 1 項各号の業務に関する
	手順を適宜参照することは差し支えない
	ものであること。)
	キ. その他バリデーションを適正かつ円
	滑に行うため必要な手順
十 第 14 条の変更の管理に関する手順	⑩第8条第1項第10号関係
	GMP 省令第 14 条の変更の管理に関する
	手順は、同条第1項各号及び第2項各号
	の業務(当該変更に関連する製品に係る
	製造販売業者及び法第 19 条の 2 第 1 項
	の承認を受けた者(以下「外国製造医薬
	品等特例承認取得者」という。)への連
	絡・確認を含む。)を適切に遂行できる内
	容であることが求められる。
十一 第 15 条の逸脱の管理に関する手	⑪第8条第1項第11号関係
順	GMP 省令第 15 条の逸脱の管理に関する
	手順は、同条第1項各号及び第2項の業
	務(関連する製品に係る製造販売業者へ
	の連絡を含む。)を適切に遂行できる内容
	であることが求められる。
十二 第 16 条の品質情報及び品質不良	⑫第 8 条第 1 項第 12 号関係
等の処理に関する手順	GMP 省令第 16 条の品質情報及び品質不
	良等の処理に関する手順は、同条第1項

	各号及び第2項の業務(当該品質情報に
	関連する製品に係る製造販売業者への連
	絡・情報提供を含む。)を適切に遂行でき
	る内容であることが求められる。
十三 回収等の処理に関する手順	⑬第8条第1項第13号関係
	回収等の処理に関する手順は、GMP 省
	令第 17 条第 1 項各号の業務(同条第 2
	項において準用する場合を含む。)を適切
	に遂行できる内容であることが求められ
	る。
十四 自己点検に関する手順	⑭第8条第1項第14号関係
	自己点検に関する手順は、GMP 省令第
	18条第1項各号及び第2項の業務を適切
	に遂行できる内容であることが求められ
	る。
十五 教育訓練に関する手順	⑤第8条第1項第15号関係
	教育訓練に関する手順は、その製造所に
	おける製造工程等に応じて、GMP 省令
	第 19 条各号、第 25 条各号及び第 29 条
	各号の業務を適切に遂行できる内容であ
	ることが求められる。
	職員の従事する業務の種類、内容等に応
	じて、教育訓練の責任者が定めた教育訓
	練プログラムを含むものであること。
十六 文書及び記録の作成、改訂及び保管	⑯第8条第1項第16号関係
に関する手順	文書及び記録の作成、改訂及び保管に関
	する手順は、その製造所における製造工
	程等に応じて、GMP 省令第 20 条第 1 項
	各号、第 22 条、第 27 条第 3 項、第 28
	条第4項、第30条及び第31条の業務を
	適切に遂行できる内容であることが求め
	られる。
十七 その他適正かつ円滑な製造・品質関	⑪第8条第1項第17号関係
連業務に必要な手順	ア. その他適正かつ円滑な製造・品質関
	連業務に必要な手順としては、例えば、
	品質保証に係る GMP 省令第 11 条第 2
	項各号及び第3項の業務に関する手順、
	製造する製品に係る製造販売業者、外国

製造医薬品等特例承認取得者及び他の製 造業者等との円滑な連携に関する手順等 が考えられるものであること。イ、施行 規則第25条第1項第2号の区分の製造 所(以下「放射性医薬品区分製造所」と いう。)においては、次に掲げる製造・品 質関連業務に必要な手順を含めることで 差し支えないものであること。

- (ア) 構造設備及び職員について、製造 取扱規則第2条第1項第1号、第2号、 第4号、第7号、第9号等の規定による 衛生管理
- (イ)製造取扱規則第2条第3項、第4 項及び第6項の規定による製造工程等の 管理
- (ウ) 製造取扱規則第2条第2項から第 4 項までの規定による試験検査(放射性 物質たる検体の保管を含む。)
- (エ) 放射性医薬品に係る製品の製造所 からの出荷及び出庫における運搬に関し て、製造取扱規則第2条第7項及び放射 性物質等の運搬に関する基準(平成 17 年厚生労働省告示第 491 号。以下「運搬 基準」という。)の規定による放射性輸送 物の適格性の確認
- (オ)回収され、又は使用若しくは出荷 に不適当とされた製品(中間製品を含 む。)、原料及び資材のうち放射性物質又 は放射性物質によって汚染された物を廃 棄処分する場合について、製造取扱規則 第2条第5項及び第3条の規定による廃 棄
- (カ) 製造取扱規則第 10 条の規定によ る危険時の措置
- (キ)製造取扱規則第 11 条の規定による 帳簿の作成等
- 2 製造業者等は、医薬品製品標準書及び
- (2) 医薬品製品標準書及び GMP 省令第 手順書(以下この章において「手順書等」|8条第1項の手順書並びに同令第2章に

と総称する。)並びに この章に規定する 記録について、その信頼性を継続的に確 保するため、第 20 条第 2 項各号に掲 げる業 務の方法に関する事項を、文書に より定めなければならない。 規定する記録について、継続的に信頼性 (いわゆるデータ・インテグリティ)を 確保するため、同令第 20 条第 2 項各号 の業務の方法に関する事項を文書により 定めることを要するものであること。こ の場合の継続的とは、それらの文書及び 記録の作成時から保管期間が満了するま での期間にわたって継続するとの趣旨で あること。

課題 1

データ・インテグリティについて、その手順等を文書により定めなければいけないが、第二十条との関係性を保ち、別文書とするか1つの文書とするかどのように すればよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 自社で制定している複数の基準書・手順書に取り入れている。その他の基準書に は"データ・インテグリティの内容が記載している基準書名を参照"としている。
- ・第二十条は文書そのものの取り扱いについてである。第 2 項第 1 号はデータ・インテグリティのうちの「完全性」や「見読性」について言及されているが、これらを守るための適切な文書や記録の管理方法を規定するという指示だと解釈し、データ・インテグリティの手順書とは別文書で設定する。データ・インテグリティの手順書ではデータの定義(生データ、メタデータ…etc)、用語の定義、アクセス等のデータの管理や取り扱い方法について記載している。
- ・ データ・インテグリティに関する包括的な管理手順を作成した。個々の作業のデータ・インテグリティは、それぞれ対応する作業手順書(含む様式・書式等)に落とし込んでいる。
- 1 つの文書ではなく、然るべき各文書で管理している。主な内容は、文書管理に 関する手順書に取り入れており、品質部門では新たに監査証跡に関する手順書を 制定した。
- ・以前より「生データ取扱い手順書」を運用していたため、見直しを行い、GMP 事例集(2013年版)に基づき、生データを定義し、その管理方法を定めた。
- データ・インテグリティだけの特化した手順書の新規立ち上げは不要と考えている。各システム・各手順書に、DIに関する考え、方針を示すべきと考えており、対応をしている。

課題 2

バーコード管理システムと同等以上の管理とは具体的にどのような管理方法か。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・必要な情報を個装に紐づけ、管理する方法と推察する。保管・出納に関して、製品は専用の倉庫システムを導入し、製品の品名やステータスに応じた管理を行っている。原料・資材は QA 発行の台帳(紙)で出納管理を行っている。原料・資材・製品それぞれの個装にはラベルを貼付し、内容やステータスを表示し識別している。
- ・バーコード管理システムと同等以上の管理とは、誤った品目を引き当てしないように入出庫及び在庫管理することと考える。バーコード管理システムはないが、 在庫管理表や入出庫伝票(出納に関する記録書)の発行、ステータス表示及び生産管理システム等を使用し、誤った品目を引き当てしないように管理している。
- ・ 原料は、持ち込み時に名称をダブルチェック、秤量時に秤量値をダブルチェック にて確認している。資材は、持ち込み時に資材名及び数量をダブルチェック、製 造後に使用量をダブルチェックにて確認している。在庫は原料・資材ともに出納 簿にて管理している。

第8条の2 交叉汚染の防止

改正 GMP 省令

第8条の2

製造業者等は、医薬品に係る製品の交叉 汚染を防止するため、製造手順等につい て所要の措置をとらなければならない。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

12. 第8条の2(交叉汚染の防止)関係 (1)医薬品に係る製品の交叉汚染を防止 するため、製造手順等について所要の措置をとらなければならないものであること。当該措置をとるに当たっても、GMP 省令第3条の4第1項の規定による品質 リスクマネジメントの活用を要するものであること。

(2)医薬品に係る製品への交叉汚染の防止には、製造所の構造設備に係る GMP 省令第9条、第23条及び第26条、製造管理に係る同令第10条、第24条及び第27条等の遵守が不可欠なものであること。

課題1

医薬品を製造していない場合は、交叉汚染防止策をとらなくてもよいのか。

具体的な各社対応事例及び意見等

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

第3章 医薬部外品製造業者等の製造所における製造管理および品質管理医薬部外品の製造業者等の製造所における製造管理及び品質管理について規定するものであること。製造業者等が医薬部外品に係る製品と医薬品に係る製品を同じ製造施設で製造する場合等において、当該製造業者等が自主的に、医薬部外品に係る製品の製造について GMP 省令第2章の規定に準じた製造管理及び品質管理を行うことは差し支えないものであること。

上記の記載があるため、医薬部外品を製造する場合でも交叉汚染防止策を設けるのがよい。

・医薬部外品であろうともヒトが使う/ヒトに使用してもらう製品であれば、交叉 汚染の防止は必要であると考えられる。そのレベルについては、交叉汚染のリス クをどうとらえるかという会社判断になる。その判断材料としては、例えば、使 用する原料のSDS(safety data sheet)から判断するとよい。

課題 2

交叉汚染の防止措置を取る場合、品質リスクマネジメントを活用した手順を定めるべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ 品質リスクマネジメントの実施細則(手順書)に交叉汚染の文書を追加し、交叉 汚染が手順書の適応範囲であることを定めている。

課題 3

交叉汚染の対応(更衣、原料等の受入手順、清掃)をそれぞれ別の手順書にしている場合、どのようにまとめればよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・特に一つの手順書としてまとめる必要はない。それぞれ別の手順書で運用してもよいが、交叉汚染に係る文言が必要な場合、"***手順書参照"と表記してもよい。
- ・ 各個別手順書で汚染リスクの軽減 SOP (標準作業手順書) が規定されていれば、 無理やり一つの手順にまとめる必要はない。

改正 GMP 省令

第9条

医薬品に係る製品の製造所の構造設備 は、次に定めるところに適合するもので なければならない。

五 次に掲げる場合においては、製品等を 取り扱う作業室(密閉容器に収められた 製品等のみを取り扱う作業室および製品 等から採取された検体のみを取り扱う作 業室を除く。次項において同じ。)を専用 とし、かつ、空気処理システムを別系統 にする等の当該製品等の漏出を防止する 適切な措置がとられていること。

イ 飛散しやすく、微量で過敏症反応を示 す製品等を取り扱う場合

ロ 交叉汚染することにより他の製品等 に重大な影響が及ぶおそれのある製品等 (強い薬理作用または毒性を有するもの を含む。)を取り扱う場合であって、交叉 汚染を防止する適切な措置をとることが できない場合

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

13. 第9条(構造設備)関係

(1)医薬品に係る製品の製造所の構造設 備に関して、その製造所における製工程 等に応じて要否を判断する事項を規定す るものであり、それらに鑑みて製造所の 構造設備が適合しているかどうかを判断 するものであること。

⑤第9条第1項第5号関係

医薬品に係る製品等を取り扱う作業室 (密閉容器に納められた製品等のみを取 り扱う作業室及び製品等から採取された 検体のみを取り扱う作業室を除く。)に関 して、当該製品等に専用とすること及び 当該製品の漏出を防止する措置(いわゆ る封じ込め措置)を要する場合について 規定するものであること。

- ア. 密閉容器に納められた製品等のみを 取り扱う作業室及び製品等から採取され た検体のみを取り扱う作業室について は、医薬品に係る製品等が交叉汚染し難 い状態にあることから、適用しないこと とするものであること。
- イ. 微量で過敏症反応を示す製品等とは、 例えば、ペニシリン類、セファロスポリ ン類等の強い感作性を有する成分を含有 する製品等を指すものであること。
- ウ. 交叉汚染することにより他の製品等 に重大な影響が及ぶ製品等として、例え ば、細胞毒性を有する抗がん剤等の劇薬 又は毒薬のように、強い薬理作用又は毒 性を有する製品等を含むものであるこ と。当該製品等を取り扱う作業室におい て、交叉汚染を防止する適切な措置をと ることができない場合には、当該作業室 を当該製品等に専用とするとともに、当

該製品等の漏出を防止する措置(いわゆる封じ込め措置)を要するものであること。

エ. 交叉汚染を防止する適切な措置に関しては、次に掲げる内容であることが求められる。

(ア)薬理学的・毒性学的評価による科学的データに基づいて、当該製品等の成分の残留管理が可能である旨が裏付けられること。また、当該成分の残留管理のための限度値について、薬理学的・毒性学的評価に基づいて設定され、検証された分析法により適切に定量することができること。

(イ)上記(ア)を踏まえ、当該成分の不活化又は製造設備の清浄化(洗浄)について、GMP省令第13条に規定するバリデーションが適切に行われること。

(ウ) その他当該作業室における医薬品に係る製品への交叉汚染の防止に関して、品質リスクマネジメントを活用して製品の製造管理及び品質管理(上記(イ)の不活化又は清浄化が行われた後の再汚染を防止する必要な措置をとることを含む。)が行われること。

製造設備を共用する場合における交叉汚染の防止については、PIC/Sの関連ガイダンス文書 PI 043

"CROSS-CONTAMINATION IN SHARED FACILITIES"、PI 046 Annex "GUIDELINE ON SETTING HEALTH BASED EXPOSURE LIMITS FOR USE IN RISK IDENTIFICATION IN THE MANUFACTURE OF DIFFERENT MEDICINAL PRODUCTS IN SHARED FACILITIES"、PI 009 "INSPECTION OF UTILITIES"等が参考になるもので

あること。

オ. 当該製品等の漏出を防止する措置に 関して、空気処理システムを別系統にす る場合には、作業室内の空気が当該シス テムを通して外気中へ放出されるまでに 終末処理を要するものであること。

2 製品等を取り扱う作業室で、この省令 が適用されない物品の製造作業を行って はならない。ただし、あらかじめ検証さ れた工程または清浄化によって当該物品 の成分を適切に不活化または除去し、医 薬品に係る製品との交叉汚染を防止する 適切な措置をとる場合(次に掲げる場合 を除く。)においては、この限りでない。

- (2) GMP省令第9条第2項の規定は、同令が適用されない物品と医薬品に係る製品との交叉汚染の防止の見地から、医薬品に係る製品等を取り扱う作業室及が製品等のみを和された製品等から採取された製品等なり扱う作業室を除く。)であることを製造する場合であって、当る場合であることを製造する場合であって、当該ものであることの対象とされる薬品、治験の対象とされる薬の対象とは差し支えないものであること。
- ①GMP 省令第9条第2項ただし書に関して、同令が適用されない物品と医薬品に係る製品との交叉汚染を防止する適切な措置については、次に掲げる対応が求められる。
- ア. 薬理学的・毒性学的評価による科学的データに基づいて、当該物品の成分の残留管理が可能である旨が裏付けられること。また、当該成分の残留管理のための限度値について、薬理学的・毒性学的評価に基づいて設定され、検証された分析法により適切に定量することができること。
- イ. 当該成分を不活化又は除去するため、 上記ア. を踏まえ、あらかじめ検証され た工程又は清浄化が適切に行われるこ と。
- ウ. 当該作業室における医薬品に係る製

品への交叉汚染の防止(GMP 省令第 8 条の 2 参照。)に関して、品質リスクで品質リスクで品質リスクで品質リスクで品質リスクで品質理及び品質理及が品質では、製造管理及化が措置をといることを含む。)が行われること。②GMP省令第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号については、同令が適用されない第一と医薬品に係る製品との交が困難とることが困難とることが困難とることが困難とることが困難とることの場合によるものであること。 作業室で当該物品の製造作業を行ってはならないものであること。

一 当該物品の製造作業において、飛散し やすく、微量で過敏症反応を示す物質を 取り扱う場合 ア. 第9条第2項第1号関連 微量で過敏症反応を示す物質に関して、 GMP 省令が適用されない物品のうち、 例えば、治験の対象とされる薬物の製造 作業においてペニシリン類、セファロス ポリン類等の強い感作性を有する物質を 取り扱う場合が考えられるものであるこ と。

二 当該物品が人の身体に使用されることが目的とされていないものであって、かつ、その成分が強い薬理作用および毒性を有しないことが明らかでない場合

イ. 第9条第2項第2号関連 GMP 省令 が適用されない物品のうち、人の身体に 使用されることが目的とされていないも のは、その成分について必ずしも人に対 する薬理作用及び毒性が明らかでない場 合があり、当該成分の薬理学的・毒性学 的評価による科学的データに基づいて交 叉汚染を防止する適切な措置が困難と考 えられるものであること。

課題1

微量で過敏症反応を示す製品等ではないが、食品と共用の設備がある。清浄化が 適切に行われているか評価するため検査を実施したいが、指標成分等を特定できな い食品について、どのように検査したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・特定できない製品について検査することが困難であれば、別設備で対応したほうがよい。そのため、医薬品の製造設備においては、専用化設備が望ましい。
- ・ 化学合成の原薬では、残留量測定のために指標物質を選定している。なお、原則 HPLC や GC 分析で残留量を見積もっているが、検出が難しい化合物などの場合は TLC や TOC を使う場合もある。
- ・食品衛生法の改正により、健康食品を含む食品製造において HACCP が義務化 されており、その基準を適用する。
- ・ TOC (有機炭素測定) などの有機物を検出する方法を利用するなど、成分に寄らない方法で交叉汚染を否定する。
- ・ あらゆる分析手法(HPLC、GC、IR、元素分析法等)を駆使して指針成分を特定もしくは見積もることで対応する必要がある。

改正 GMP 省令

第 11 条

製造業者等は、品質部門に、手順書等に 基づき、次に掲げる品質保証及び試験検 査に係る業務を計画的かつ適切に行わせ なければならない。

六 医薬品に係る製品の製造に使用した 原料等のうち当該製品の品質に影響を及 ぼすものについて、原料にあってはロットごとに所定の試験検査に必要な量の 倍以上の量を、資材にあっては管理単位 ごとに所定の試験検査に必要な量を、 でとに所定の試験検査に必要な量を、 があ考品として、 当該製品の出産の 判定した日から2年間(放射性医薬品の 料にあっては当該原料の安 定性に基づく適切な期間)適切な保管条 件の下で保管すること。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

15. 第 11 条(品質管理)関係 医薬品の製造業者等の製造所において品質部門に行わせる品質保証及び試験検査 に係る業務について規定するものである こと。

(1) 品質部門(試験検査に係る業務を担 当する組織)の行う試験検査(外部試験 検査機関に依頼して行う場合を含む。) は、その製造所において取り扱う原料、 資材及び製品(中間製品を含む。)につい て、医薬品製品標準書(承認事項、法第 42条第1項の規定により定められた基準 その他薬事に関する法令又はこれに基づ く命令若しくは処分のうち試験検査に関 する事項を含む。) 及び GMP 省令第8条 第 1 項の手順書に基づくものであるこ と。輸入製品について、その外国製造業 者の製造所における製造工程(保管を含 む。)が適切に行われていることを確認す るために試験検査を行うとしても、外国 製造業者による製造管理及び品質管理を 代替しうるものではない。

⑥第 11 条第 1 項第 6 号関係

医薬品に係る製品の製造に使用した原料 等のうち当該製品の品質に影響を及ぼす ものについて、参考品の保管を規定する ものであること。

- ア. 各原料等が製品品質に影響を及ぼすものかどうかについては、製造業者等において各原料等の品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて判断されるべきものであること。
- イ. 当該原料等について、原料にあって は当該原料のロットごと(ロットを構成 しない原料については製造番号ごと)に

所定の試験検査(当該原料の試験検査) に必要な量の2倍以上の量の、資材にあっては当該資材の管理単位ごとに所定の 試験検査(当該資材の試験検査)に必要 な量の参考品の保管を要するものである こと。

ウ. 所定の試験検査とは、医薬品製品標 準書(承認事項、法第42条第1項の規 定により定められた基準その他薬事に関 する法令又はこれに基づく命令若しくは 処分のうち試験検査に関する事項を含 む。) 及び GMP 省令第8条第1項の手順 書に基づく試験検査を指すものであるこ と。適切な保管条件については、当該原 料等の供給者によって設定された保管条 件を考慮の上、製造業者等において当該 原料等の品質リスクを特定し、評価した 結果に基づいて設定することが求められ る。また、混同するおそれがなく、好ま しくない保存状態を避ける方法によるほ か、当該参考品を試験検査に用いた履歴 (試験検査に用いた日付、数量等を記録 したもの)とともに保管する等、適切な 保管が求められる。

エ. 当該原料等の参考品の保管期間については、それぞれ当該原料等が使用された製品について GMP 省令第 12 条第 1項の規定による出荷判定が行われた日から、放射性医薬品に係る製品の原料にあっては当該原料の安定性に基づく適切な期間、その他の原料等にあっては 2 年間とするものであること。

オ. 当該原料等の供給者については、GMP 省令第 11 条の 4 第 2 項の規定による適切な管理を要するものであること。

課題 1

保管スペースの問題で<u>すべての</u>原料等の参考品が保管できない場合どうしたら よいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 製品品質に影響を及ぼすものかどうかという点から、骨格原料や出発物質を重要原料と位置づけ、これらを保管する。
- ・ 原料(主薬及び賦形剤)について、原料製造会社との取決め書において、原料保管を委託する。
- ・ GMP 事例集 10 21 によると、例えば原料の保管場所を一時的に製品の保管場所として利用することは一定の条件下で認められていることから、交叉汚染防止、混同汚染対策と実施し、適切な文書で規定(品質部門承認)して運用する。

課題 2

改正 GMP 省令では、原料を製品の出荷を判定した日から 2 年間、一律に参考品 として保管することを求めている。安定性データが 2 年未満しかない原料について 取り扱いをどのようにすればよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

各社意見交換を行ったが、明確な回答を見つけることができなかった。以下は各 社から出された意見である。

- ・ メーカーで定められた期限を延ばすために自社で再検を実施する。使用期限内の 再検期間は各原料の安定性データを見て定めている。
- ・条文に「適切な保管条件の下で保管すること」、逐条解説に「適切な保管条件については、当該原料等の供給者によって設定された保管条件を考慮の上、製造業者等において当該原料等の品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて設定することが求められる。」とあるので、特に容易に分解するような重要原料であれば冷蔵保管等を検討する。
- ・ 定期的なリテストを行い、品質に問題ないことを確認している。
- ・ 「原料の長期在庫期限一覧表」を作成し、特性を代表する試験項目を定め、試験 を実施している。

その他参考情報

- ・ GMP 事例集 (2013 年版)」GMP11-57 (参考品保管)には、「なお、この保存期間は安定性期間がより短い場合には短縮してもよい」との記載がある。
- ・ 保管すべき原資材の参考品は、製造販売業者と十分に協議し、リスクベース、 製剤特性を考慮し判断されるべきと考えられる。

第 11 条の 2 安定性モニタリング

改正 GMP 省令	薬生監麻発 0428 第 2 号
	逐条解説

第 11 条の 2

最終製品たる医薬品の製造業者等は、当該医薬品について、品質部門に、手順書等に基づき、次に掲げる安定性モニタリングに係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

ー 品質リスクを特定し、評価を行った結果に基づいて、安定性モニタリングを行う医薬品を適切に選定し、必要量の検体を採取すること。

二 当該医薬品の規格のうち保存により 影響を受けやすい項目および当該規格に 適合しない場合に当該医薬品の有効性ま たは安全性に影響を及ぼすと考えられる 項目を、試験検査の項目として選定する こと。

16. 第 11 条の 2(安定性モニタリング) 関係

(1)最終製品たる医薬品の製造所において品質部門に行わせる当該医薬品(最終製品たる医薬品)の安定性モニタリングに係る業務について規定するものであること。

①第 11 条の 2 第 1 項第 1 号関係 安定性モニタリングを行う医薬品(最終 製品たる医薬品)を適切に選定し、必要 量の検体の採取を要するものであるこ と。

ア. 品質リスクを特定し、評価を行った 結果に基づいて適切に選定する限りにおいて、必ずしも全ての包装形態、全てのロットについて安定性モニタリングを行うことを要しないが、その選定の妥当性を示す根拠も含めて、下記⑤の記録の作成が求められる。

イ. 安定性モニタリング用の検体を採取する時点において、当該検体を採取するロットについて必ずしも GMP 省令第 12 条第 1 項の規定による出荷判定が完了していることを要しないものであること。

②第 11 条の 2 第 1 項第 2 号関係

上記①の医薬品(最終製品たる医薬品)の規格のうち保存により影響を受けやすい項目及び OOS となった場合に当該医薬品(最終製品たる医薬品)の有効性又は安全性に影響を及ぼすと考えられる項目について、試験検査の項目として選定を要するものであること。必ずしも最終製品の規格の項目全てについて試験検査を行うことを要しないが、その選定の妥

当性を示す根拠も含めて、下記⑤の記録

	の作成が求められる。
三 第1号の検体を保管し、前号の項目に	③第 11 条の 2 第 1 項第 3 号関係
ついて、適切な間隔で試験検査を行うこ	上記①の検体を保管し、上記②の試験検
と。	査の項目について、適切な間隔で試験検
	査(外部試験検査機関に依頼して行う場
	合を含む。)を要するものであること。当
	該試験検査を行う間隔については、その
	医薬品(最終製品たる医薬品)が有効期
	間にわたって規格に適合しているかどう
	かを継続的に確認できるよう適切に設定
	することが求められる。
四 前号の試験検査の結果に基づき、当該	④第 11 条の 2 第 1 項第 4 号関係
医薬品の品質への影響を評価すること。	上記③の試験検査の結果に基づき、当該
	医薬品(最終製品たる医薬品)の品質へ
	の影響の評価を要するものであること。
	また、上記①の検体のほか、GMP 省令
	第 11 条第 1 項第 5 号又は第 6 号の参考
	品について当該製品の出荷後に試験検査
	を行った場合も同様の対応が求められる
	(下記⑤及び(2)において同じ。)。
五 前各号の業務に係る記録を作成し、こ	⑤第 11 条の 2 第 1 項第 5 号関係
れを保管すること。	上記①の検体の採取については GMP 省
	令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する検体
	の採取と同様に、上記③の試験検査につ
	いては同項第4号に規定する試験検査と
	同様に、記録の作成及び保管を要するも
	のであること。また、安定性モニタリン
	グを行う医薬品 (最終製品たる医薬品)
	及び試験検査の項目の選定、検体の保管
	並びに試験検査の結果に基づく品質への
	影響評価に関する記録の作成及び保管を
	要するものであること。
2 最終製品たる医薬品の製造業者等は、	(2) 上記 (1) ④の評価の結果から OOS
前項第4号の評価の結果から、当該医薬	又はそのおそれ(例えば、有効期間中に
品の規格に適合しない場合またはそのお	OOS を生じる可能性を示唆する傾向) が
それがある場合においては、当該医薬品	ある場合には、最終製品たる医薬品の製
に係る製造販売業者に対する速やかな連	造業者等は、所要の措置(当該医薬品(最

提供等、所要の措置をとるとともに、当 への速やかな連絡、医薬品(最終製品た該措置に係る記録を作成し、これを保管 る医薬品)の回収の判断に必要な情報のしなければならない。 提供等)をとるとともに、当該措置に係

への速やかな連絡、医楽品(最終製品たる医薬品)の回収の判断に必要な情報の提供等)をとるとともに、当該措置に係る記録の作成及び保管を要するものであること。なお、当該製造販売業者への連絡、情報の提供等については、GQP省令第7条第6号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。

課題 1

保存により影響を受けやすい項目及び当該医薬品の有効性または安全性に影響 を及ぼすと考える項目を選定することとあるが、選定根拠を示すことが難しい。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 変更等発生時は、品質への影響を考慮し、リスクに応じて安定性試験を追加する よう安定性の手順に記載し、実施している。
- ・ 年次安定性モニタリングにおいて、保存により影響を受けやすい規格項目を特定 し、ハイリスクな製品をリストアップしている。このうち、水分や乾燥減量の上 限逸脱リスクがあるものに対して、包材の変更を進めている。

課題 2

試験検査の結果に基づき、当該医薬品の品質への影響を評価するための有効な評価手段としてはどのようなものが考えられるのか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 試験終了時の規格への適合確認と、定期的に年次照査時(製品品質照査)において評価している。
- ・ 自己点検規定を改訂し、品質管理の点検事項に「安定性モニタリングを適切に実施しているか」を追加した。

課題 3

全ての包装形態、全てのロットについて安定性モニタリングを行うことを要しない妥当性のある根拠とはどのようなものか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・全ての包装形態、全てのロットについて安定性モニタリングを行うことを要しない妥当性のある根拠としては、グルーピングの仕方が重要であり、本グルーピングにより対応することは可能と考える。

・安定性試験の減数化として、科学的な正当性がある場合には、含量違いや入れ目 違いの製剤や一次包装の異なる製剤などの同一の有効成分を含有する複数の製 剤の長期保存試験に対して、ブラケッティング法及びマトリキシング法を適用す ることができる。ただし、長期保存試験を省略した分の安定性試験参考品は採取 し保管が必要であり、実施にあたっては、「安定性試験の減数計画書」を作成し、 関係部門の合議の後、品質部門長の承認を受けることとしている。

第 11 条の 3 製品品質の照査	
改正 GMP 省令	薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説
第 11 条 の 3	17. 第 11 条の 3 (製品品質の照査) 関係
製造業者等は、品質保証に係る業務を担	(1)医薬品の製造業者等の製造所におい
当する組織に、手順書等に基づき、次に	て品質保証に係る業務を担当する組織に
掲げる業務を適切に行わせなければなら	行わせる製品品質の照査に係る業務につ
ない。	いて規定するものであること。
一 製造工程並びに原料、資材および製品	①第 11 条の 3 第 1 項第 1 号関係
の規格の妥当性を検証することを目的と	製造工程(保管を含む。)並びに原料、資
して、定期的または随時に、製品品質の	材及び製品(中間製品を含む。)の規格(医
照査を行うこと。	薬品製品標準書又は GMP 省令第 8 条第
	1 項の手順書に記載されているもの。原
	料等の規格については、同令第 11 条の 4
	第 1 項第 1 号の規定による。)の妥当性
	(GMP 省令第 3 条の 3 第 2 号の品質目
	標を達成する上での妥当性)を検証する
	ことを目的として、定期的(過去に行わ
	れた製品品質の照査の結果を考慮した上
	で、通常1年ごと)又は随時に、製品品
	質の照査を要するものであること。随時
	に行う製品品質の照査としては、例えば、
	ある製品(中間製品を含む。)の試験検査
	について OOS となることが頻発する場
	合において、当該製品の製造工程(保管 ***********************************
	を含む。)及び規格並びに使用する原料等
	の規格について妥当性を再検証すること
	│を目的として、随時に製品品質の照査を │行うなどが考えられるが、そうした場合
	1) りなどか考えられるか、そりした場合 のみに限定されるものではない。
	②第 11 条の 3 第 1 項第 2 号関係
して文書により報告すること。	製品品質の照査を行った結果について、
	製造管理者への文書による報告を要する
	ものであること。
	│ ひのであること。 │ア. 品質保証に係る業務を担当する組織
	からの当該報告書を踏まえ、製造管理者
	により GMP 省令第 5 条第 1 項第 1 号及
	び第2号の業務が行われるものであるこ
	0 N = 1 1 1 N N 1 1 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0

٥ع

イ. 当該報告書を作成し、承認を行う業務については、品質保証に係る業務を担当する組織の職員のうち、製品品質の照査に関して熟知している職員を作成及び承認の責任者に選任し、その職責及び権限を含め、GMP省令第6条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。

2 製造業者等は、前項第1号の照査の結果に基づき、製造 管理若しくは品質管理に関して改善を要する場合またはバリデーションを行うことを要する場合においては、所要の措置をとるとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。

(2) 製品品質の照査の結果から、その製 造所における製品の製造管理若しくは品 質管理に関して改善を要する場合又は GMP 省令第13条に規定するバリデーシ ョンを行うことを要する場合において、 製造業者等は、同令第5条第1項第2号 の規定による製造管理者からの報告を踏 まえ、所要の措置 (GMP 省令第6条第2) 項に規定する責任者の適切な配置、同条 第3項に規定する人員の十分な確保、同 条第4項に規定する管理体制の整備、そ の他必要な資源の配分、同令第 13 条に 規定するバリデーションを行うこと等) をとるとともに、当該措置の記録の作成 及び保管を要するものであること。なお、 法第 18 条第 4 項の規定により、医薬品 の製造業者は、法第 17 条第 7 項の規定 により述べられた医薬品製造管理者の意 見を尊重するとともに、法令遵守のため に措置を講ずる必要があるときは当該措 置を講ずること等を要するものであるこ ہ ع

課題1

製品品質照査の項目及び内容について、非常に多くの時間、及び人員的なコストもかかる。多くの製品品目数がある場合にどのように効率化したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ グループ分けをする、一定の期間に照査が集中しないように照査対象期間をずら して年間計画を作成する、などの工夫をしている。製造部門、試験検査部門、品 質保証部門で分担して対応している。
- ・環境やユーティリティなど製品に特化せず、施設で共通の評価項目について共通 項目としてまとめ、それぞれの製品品質照査ではそれらの結果をリンクすること で作業量をできるだけ減らす。各製品についてもグループ化することにより作成 しなければいけない文書数を減らす。

課題 2

少ないロット/バッチ数において、適切に統計学的に評価するためにはどのよう にしたらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 少ないロット数の品目においては、統計解析可能なロット数とするため、前回の 照査対象期間のロットを入れることで対象ロット数を増やし対応している。
- ・ロット数がある程度揃うまでは各個々の値を基に評価し、数年間でロット数が増 えた段階でまとめて統計学的評価を実施する。事前に何ロット揃った段階で評価 を実施するのかは最初の製品品質照査報告書において明言しておく必要がある。

第11条の4 原料等の供給者の管理

第 11 条の 4 原料等の供給者の管理	
改正 GMP 省令	薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説
第 11 条の 4	18. 第 11 条の 4 原料等の供給者の管
製造業者等は、品質保証に係る業務を担	理)関係
当する組織に、手順書等に基づき、次に	(1)医薬品の製造業者等の製造所におい
掲げる業務を適切に行わせなければなら	て品質保証に係る業務を担当する組織に
ない。	行わせる原料等の供給者の管理に係る業
	務について規定するものであること。
一 原料等の品質の確保のために適切な	①第 11 条の 4 第 1 項第 1 号関係
規格を定めること。	原料等について、その品質の確保のため
	適切な規格を定めることを要するもので
	あること。当該規格については、医薬品
	製品標準書の記載事項となるものである
	こと。
二 原料等の供給者について、適格性を評	②第 11 条の 4 第 1 項第 2 号関係
価した上で選定すること。	原料等の供給者について、適格性を評価
	した上で選定することを要するものであ
	ること。
三 原料等の製造管理および品質管理が	③第 11 条の 4 第 1 項第 3 号関係
適切かつ円滑に行われているかどうかに	原料等の製造管理及び品質管理が適切か
ついて定期的に確認すること。	つ円滑に行われているかどうかについて
	定期的な確認を要するものであること。
	承認医薬品に係る製品の原料等につい
	て、その原料等の製造所が承認事項とな
	っている場合には、その製造所が承認事
	項に従っている旨の確認を含むものであ
	ること。その原料等を使用する製品に係
	る製造販売業者との取決めに基づき、当
	該製造販売業者が GQP 省令第 10 条第 1
	項第1号の規定により定期的に確認した
	結果を共有することは差し支えないもの
	であること。
四 前3号の業務に係る記録を作成し、こ	④第 11 条の 4 第 1 項第 4 号関係
れを保管すること。	上記①から③までの業務に係る記録の作
	成及び保管を要するものであること。
2 製造業者等は、原料等のうち製品品質	(2)原料等のうち製品品質に影響を及ぼ
に影響を及ぼすものについて、当該原料	すものについて、当該原料等の製造管理

等の製造管理および品質管理の方法に 関してその供給者と文書により必要な取 決めを締結しなければならない。ただし、 当該取決めが、当該原料等を使用する製 品に係る製造販売業者または法第 19 条 の2第1項の承認を受けた者と当該供給 者との間において締結されている場合に おいては、この限りでない。

及び品質管理の方法に関してその供給者 と文書により必要な取決め(品質保証に 係る業務を担当する組織が GMP 省令第 11条の4第1項各号の業務を適切に行う ため必要な事項を含む。) の締結を要する ものであること。ただし、当該取決めが、 当該原料等を使用する製品に係る製造販 売業者又は外国製造医薬品等特例承認取 得者と当該供給者との間において締結さ れている場合は、この限りでないもので あること。例えば、医薬品の有効成分と して使用する原料について、その医薬品 の製造販売業者と当該原料の供給者との 間において GQP 省令第7条の規定によ り必要な取決めが締結されている場合 は、当該原料を使用する製造業者等と当 該原料の供給者との間での取決めの締結 を要しないものであること。

- ①各原料等が製品品質に影響を及ぼすものかどうかについては、GMP 省令第 11 条第 1 項第 6 号と同様に、製造業者等において各原料等の品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて判断されるべきものであること。
- ②医薬品の有効成分として使用される原料の供給者の管理については、PIC/Sの関連ガイダンス文書 PI 047 Annex"GUIDELINE ON THE

PRINCIPLES OF GOOD
DISTRIBUTION PRACTICE OF
ACTIVE SUBSTANCES FOR
MRDICINAL PRODUCTS FOR
HUMAN USE"等が参考になるものであること。また、有効成分以外の原料の供給者の管理については、PIC/S の関連ガイダンス文書 PI 045 "GUIDELINES ON THE FORMALISED RISK

ASSESSMENTFOR ASCERTAINING

THE APPROPRIATE
GOODMANUFACTURING
PRACTICE FOR EXCIPIENTS
OFMEDICINAL PRODUCTS FOR
HUMAN USE"等が参考になるもので
あること。

③製品品質に影響を及ぼす原料等について、その供給者を変更するときには、当該変更に関してGMP省令第14条の規定による適切な管理を要するほか、必要に応じて、変更後の供給者からの原料等を使用して同令第13条に規定するバリデーションを行うことが求められる。

課題 1

原料等の供給者の管理について、具体的にどのような手順で管理を行うべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ 定期的な監査を含め、供給者との品質取決めや納入仕様書など契約締結などが重要であり、ベンダー管理のリストをもって一元的に管理すべきである。

課題 2

原料等の供給者について、どのように適格性を評価したうえで選定すればよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・評価の要件は大きく分けて「供給者の適格性の評価」(安定的に供給可能であることを評価)及び「品質評価」(適切な品質であることを評価)の2点に絞られる。「供給者の適格性の評価」では、アンケートの実施、「品質評価」では、品質実績の評価、分析評価、ユーステストなどの行い、総合的に判断する。(参考資料:平成27年度 岐阜県医薬品等GXP研究会活動報告書)

課題 3

「定期的」な確認として、原材料の製品品質への影響を考慮し、供給業者をクラス分けし、クラス及び購入実績での異常苦情・安定供給などのリスクに応じて監査頻度を定めている。新型コロナウイルス感染症流行後、実地監査が困難となり、リモート監査へと切り替えが必要となった例があるが、リモート監査は実地監査と同一ではないため、このリモート監査における監査頻度や取扱いをどのようにすべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ 基本的には実地監査が望ましいと考えられるが、コロナ禍という事情の中で実地

調査が困難な場合に、リモート監査・書面監査で対応している。

・ 頻度に関して「〇年(回)に1回は実施監査」という規定や頻度は変えずに緩和 された際にできるだけ早期に実地監査ができる体制を整えておくのみの対応と している。

課題 4

製造販売業者による原料支給品に関して、製造業はどこまで原料を保証すべきか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・原料の責任は支給する製造販売業者によって保証されるべきと考える。製造業者は輸送中に問題が発生していないことを確認するために箱の破損などの外観検査を実施すればよい。ただし、製造販売業者とは適切な仕様のものとなるようにあらかじめ品質仕様については協議し、取決め書の締結等の検討を行う。

課題 5

製品品質に影響を及ぼすものについては取決めを締結しなければならないが、製造販売業者と製造業者が別法人である場合や海外メーカーの場合など、取決めを締結することが困難なある場合がある。このような場合に、どのように取決めを締結したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・海外メーカーや大手メーカーを相手に中小企業から取り決めの内容などを提案 することは非常に難しい。また、海外メーカーでは変更は連絡してから実施する ように伝えていても結局連絡なしに勝手に変更していることもある。これらの理 由から管理することは非常に困難であるができるだけの努力をすべきである。
- ・ 海外メーカーと取決めを交わした時に、日本の代理店を通して 3 者契約となり 完了までに 2 年程度の期間が掛かった事例がある。
- ・供給業者に記入してもらう「納入品調査書」において、CSR(企業の社会的責任)活動の聞き取りを追加した。環境活動や人権・労働に関する法令順守について聞き取りを追加した。元素不純物、ニトロソアミンの調査を追加した。主原料メーカー(国内・海外)との品質取決めを締結・改訂している。進捗状況を GMPマネジメント委員会にて報告している。

改正 GMP 省令

第 11 条の 5

製造業者等は、試験検査その他の製造・ 品質関連業務の一部(他の事業者に行わせることにつき支障がないと認められるものに限る。)を外部委託業者に委託する場合においては、当該外部委託まければない。ただし、当該取決めが、当該関連業務が行われる製造・品質関連業務が行われる製品に係る製造販売業者または法第19条の2第1項の承認を受けた者と当該外部委託第1の承認を受けた者と当該外部委託によりでない(次項第1号において同じ。)。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

19. 第 11 条の 5 (外部委託業者の管理) 関係

(1) 製造・品質関連業務の一部を外部委 託業者に委託する場合には、当該外部委 託業者と文書により必要な取決めの締結 を要するものであること。ただし、当該 取決めが、当該製造・品質関連業務が行 われる製品に係る製造販売業者又は外国 製造医薬品等特例承認取得者と当該外部 委託業者との間において締結されている 場合には、この限りでないものであるこ と。例えば、GMP 省令第 11 条第 1 項第 4 号に規定する試験検査を外部委託業者 (外部試験検査機関) に委託して行う場 合であって、当該試験検査が行われる製 品に係る製造販売業者と当該外部委託業 者(外部試験検査機関)との間において GQP 省令第 7 条の規定により必要な取 決めが締結されているときは、当該試験 検査に係る製品の製造業者等と当該委託 業者(外部試験検査機関)との間での取 決めの締結を要しないものであること。 ①GMP 省令第 11 条第 1 項第 4 号に規定 する試験検査を外部委託業者(外部試験 検査機関)に委託して行う場合には、外 部委託業者(外部試験検査機関)とあら かじめ、同項第3号の文書による作業の 指示、同項第4号の記録の作成及び信頼 性確保の方法(試験検査の結果の伝達等 の相互の連絡方法を含む。)、試験検査を 行うに当たって必要な技術的条件及び検 体の運搬時における管理の方法、外部委 託業者(外部試験検査機関)が委託され た試験検査に係る業務(試験検査に関す る設備及び器具の定期的な点検整備並び

に計器の校正を含む。)を適正かつ円滑に 行っているかどうかについて同条第2項 第2号の定期的な確認の方法等、必要な 事項について取り決めておくことが求め られる。

②外部委託業者に委託しうる製造・品質 関連業務としては、GMP 省令第 11 条第 1 項第 4 号に規定する試験検査のほか、 例えば次に掲げる業務が考えられるが、 これらの業務のみに限定されるものでは なく、また、いずれも他の事業者に行わ せることにつき支障がないと認められる 範囲に限られるものであること。

ア. GMP 省令第 9 条第 1 項第 1 項に規 定する構造設備(同令第 23 条及び第 26 条に規定する構造設備を含む。)の清掃及 び保守イ. GMP 省令第 11 条第 1 項第 2 号に規定する検体及び試験検査用標準品 の保管

- ウ. GMP 省令第 11 条第 1 項第 5 号に規 定する最終製品の参考品並びに同項第 6 号に規定する原料等の参考品の保管及び 試験検査
- エ. GMP 省令第 11 条第 1 項第 7 号に規 定する設備及び器具の点検整備並びに計 器の校正
- オ. GMP 省令第 11 条の 2 第 1 項第 3 号 に規定する安定性モニタリングに係る検 体の保管及び試験検査
- カ. GMP 省令第 18 条第 1 項第 1 号に規 定する自己点検
- キ. GMP 省令第 20 条第 1 項第 3 号に規 定する文書及び記録の保管
- ク. GMP 省令第 21 条第 1 項に規定する 原薬たる医薬品の参考品の保管及び試験 検査
- ケ. GMP 省令第 21 条の 2 第 1 項第 3 号 に規定する安定性モニタリングに係る検

体の保管及び試験検査

- コ. GMP 省令第 22 条第 1 号に規定する 文書及び記録の保管
- サ. GMP 省令第 27 条第 1 項第 7 号及び 第 28 条第 2 項第 3 号に規定する使用動 物の飼育
- シ. GMP 省令第 27 条第 1 項第 8 号及び 第 28 条第 2 項第 4 号に規定する汚染物 及び動物死体の処置
- ス. GMP 省令第 27 条第 1 項第 12 号に 規定する生物由来原料に関する記録の保 管
- セ. GMP 省令第 28 条第 1 項に規定する 特定生物由来医薬品又は細胞組織医薬品 の最終製品の参考品又は生物由来原料の 保管及び試験検査
- ソ. GMP 省令第 30 条に規定する文書及 び記録の保管
- タ. GMP 省令第 11 条第 1 項第 4 号に規定する試験検査並びに上記ウ.、オ.、ク.、ケ. 及びセの試験検査のうち委託されたものについて、当該外部試験検査機関における試験検査の方法が期待される結果を与えることを検証するバリデーションに係る GMP 省令第 13 条第 1 項各号の業務

なお、上記ウ.、オ.、ク.、ケ. 及びセの 試験検査に係る外部試験検査機関につい て、必ずしも当該試験検査に係る医薬品 の承認事項になっていることは前提とし ないが、GMP 省令第 11 条の 5 の規定に よる適切な管理を要するものであるこ と。

- 2 製造業者等は、あらかじめ指定した者 に、手順書等に基づき、次に掲げる業務 を適切に行わせなければならない。
- (2)医薬品の製造業者等があらかじめ指 定した者に行わせる外部委託業者の管理 に係る業務について規定するものである こと。あらかじめ指定した者については、 当該委託に係る製造・品質関連業務を熟

	知している職員を当該外部委託業者の管
	理の責任者としてあらかじめ指定し、そ
	の職責及び権限を含め、GMP 省令第 6
	条第4項の規定による文書に適切に定め
	ておくことが求められる。
一 外部委託業者との取決めの締結に際	①第 11 条の 5 第 2 項第 1 号関係
して、当該外部委託業者の適性及び能力	外部委託業者との取決めの締結に際し
について確認すること。	て、当該外部委託業者の適性及び能力の
	確認を要するものであること。ただし、
	当該取決めが、当該製造・品質関連業務
	が行われる製品に係る製造販売業者又は
	外国製造医薬品等特例承認取得者と当該
	外部委託業者との間において締結されて
	いる場合には、この限りでないものであ
	ること。
二 外部委託業者が当該委託に係る製	②第 11 条の 5 第 2 項第 2 号関係
造・品質関連業務を適正かつ円滑に行っ	外部委託業者が当該委託に係る製造・品
ているかどうかについて定期的に確認す	質関連業務を適切かつ円滑に行っている
るとともに、必要に応じて改善を求める	かどうかについて定期的に確認するとと
こと。	もに、必要に応じて当該外部委託業者へ
	の改善請求を行うものであること。当該
	委託に係る製造・品質関連業務が行われ
	る製品に係る製造販売業者との取決めに
	基づき、当該製造販売業者が GQP 省令
	第 10 条第 1 項第 1 号の規定により定期
	的に確認した結果及び同条第2項第1号
	の規定により指示した結果を共有するこ
	とは差し支えないものであること。
三 前 2 号の業務に係る記録を作成し、	③ 第 11 条の5第2項第3号関係
これを保管すること。	上記①及び②の業務に係る記録の作成及
	び保管を要するものであること。

課題1

書面監査やリモート監査について、具体的にどのように監査したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 外部業者を分類分けして、分類ごとにそれぞれの監査頻度を設定し、監査等を実施する。書面監査については、疑問点がある場合、メールベースで質問や必要書類の提出を求めている。リモートについては、今年経験したが、出来る限りリアルタイムの映像をカメラ(ビデオ)にて撮影しながら監査を実施した。撮影等困難である場合は、事前に撮影したものを提示して対応した。
- ・ 現在は書面調査後、リモートでの委託業者評価を行っている。ただし、リモート での評価は実施評価に代わるものではないため、本来であれば実施での監査を行 う手順となっている。また業務によるが評価は定期的に行うこととしている。

課題 2

外部委託業者の範囲について、どのレベル(清掃業者、校正業者等)まで管理したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ GMP 業務に携わる全ての外部委託先を管理している (例えば、GMP 作業室以外を清掃する清掃業者等の場合は、管理不要と判断している)。
- ・ 清掃業者、クリーニング業者及び校正業者についても取決めを行う必要があると 思われるが、リスクに応じて内容を軽減することは可能と思われる。
- ・ 承認書記載に記載されている原料製造会社の外部試験検査機関も対象であると 聞いたことがあるため、この業者については取決め書において、当該原料製造会 社に管理を委託することで対応を検討している。
- ・「外部委託業者管理手順書」で、検査・分析、機器校正、清掃・消毒、作業服の クリーニング、防虫対策、機械設備保守点検に関する業者を対象としている。

その他参考情報

平成30年度マスターファイル講習会『GMP省令改正案のポイント』より 一斉点検で見つかった承認書との相違に、外部試験検査機関における試験方法の 変更が多く含まれていた。

- 製造業者は、外部試験検査機関における変更管理も把握する必要がある。
- その他に、製品品質に影響のある業務を委託する業者の管理も必要である。

「ICH Q10 ガイドライン」に示される、「外部委託作業(2.7)」を基に条文を新設。 原料等の供給者は、原料等の供給者管理(案第 17 条)で規定。本条項の対象外と 整理。

改正 GMP 省令

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

第 14 条

製造業者等は、原料、資材若しくは製品 の規格または製造手順等について変更を 行う場合においては、あらかじめ指定し た者に、手順書等に基づき、次に掲げる 業務を行わせなければならない。

22. 第 14 条 (変更の管理) 関係

(1)医薬品の製造業者等の製造所におい て原料、資材若しくは製品(中間製品を 含む。)の規格又は製造所の構造設備、手 順、工程等について変更(原料等の供給 者又は外部委託業者を変更する場合を含 む。以下同じ。)を行おうとする場合にあ らかじめ指定した者に行わせる業務につ いて規定するものであること。あらかじ め指定した者については、変更を行おう とする原料、資材若しくは製品(中間製 品を含む。)の規格又は製造所の構造設 備、手順、工程等に関して熟知している 職員を当該変更の管理の責任者としてあ らかじめ指定し、その職責及び権限を含 め、GMP 省令第6条第4項の規定によ る文書に適切に定めておくことが求めら れる。

一 当該変更による製品品質および承認 事項への影響を評価すること。

第14条第1項第1号関係

当該変更による製品品質及び承認事項への影響の評価を要するものであること。 承認事項が変更されることに伴う変更の 場合には、変更後の承認事項に従っているかどうか(GMP省令第3条の2参照。) についての評価を要するものであること。

二 前号の評価の結果から、当該変更が製品品質若しくは承認事項に影響を及ぼす場合またはそのおそれがある場合には、当該変更に関連する製品に係る製造販売業者および法第 19 条の 2 第 1 項の承認を受けた者に対して連絡し、確認を受けること。

②第 14 条第 1 項第 2 号関係

上記①の評価の結果から、当該変更が製品品質若しくは承認事項に影響を及ぼす場合又はそのおそれがある場合には、当該変更に関連する製品に係る製造販売業者及び外国製造医薬品等特例承認取得者への事前の連絡及び確認を要するものであること。なお、当該製造販売業者への事前の連絡及び確認については、GQP省

令第7条第5号の規定により当該製造販 売業者が製造業者又は外国製造業者と取 り決めた事項に照らして適切なものであ ることが求められる。 ③第 14 条第 1 項第 3 号関係 三 前 2 号の評価および確認の結果に基 づき、当該変更を行うことについて品質 上記①及び②の評価及び確認の結果に基 保証に係る業務を担当する組織の承認を づき、当該変更を行うことについて品質 受けること。 保証に係る業務を担当する組織における 承認を要するものであること。品質保証 に係る業務を担当する組織の職員から、 当該変更の承認の責任者をあらかじめ指 定し、その職責及び権限を含め、GMP 省令第6条第4項の規定による文書に適 切に定めておくことが求められる。 四 前号の承認を受けて変更を行うに際 ④第 14 条第 1 項第 4 号関係 して、関連する文書の改訂、職員の教育 上記③の承認を受けて変更を行うに際し 訓練その他所要の措置をとること。 て、当該変更が反映されるべき全ての関 連文書(医薬品製品標準書及び GMP 省 令第8条第1項の手順書のほか、製造指 図書、試験検査指示書等を含む。) が確実 に改訂され、関連する職員への教育訓練 等を通じて当該変更の内容が徹底される ことを確保することを趣旨とするもので あること。なお、当該文書の改訂につい ても、GMP 省令第 20 条第 1 項の規定に よる適切な管理を要するものであるこ ہ طے 五 前各号の業務の実施状況を、品質保証 ⑤第 14 条第 1 項第 5 号関係 に係る業務を担当する組織および製造管 上記①から④までの業務の実施状況につ 理者に対して文書により報告すること。 いて、品質保証に係る業務を担当する組 織及び製造管理者への文書による報告を 要するものであること。当該文書による 報告を踏まえ、品質保証に係る業務を担 当する組織において GMP 省令第5条第 1項第3号の業務、製造管理者により同 令第5条第1項第1号の業務が行われる ものであること。 六 前各号の業務に係る記録を作成し、こ 6 第 14 条第 1 項第 6 号関係

れを保管すること。

2 前項の変更を行った製造業者等は、品質保証に係る業務を担当する組織に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

上記①から⑤までの業務に係る記録の作成及び保管を要するものであること。

(2)医薬品の製造業者等の製造所において品質保証に係る業務を担当する組織に行わせる上記(1)の変更(原料、資材若しくは製品(中間製品を含む。)の規格又は製造所の構造設備、手順、工程等についての変更)を行った後の業務について規定するものであること。

ー 製品品質への影響を再確認し、当該変 更の目的が達成されていることを確認す るための評価を行うこと。 第14条第2項第1号関係

製品品質への影響(製品品質に好ましくない又は意図しない影響が生じていないかどうか等)を再確認し、当該変更の目的(GMP省令第3条の3第2号の品質目標を含む。)が達成されていることを確認するための評価を要するものであること。

ア. 製造業者等において当該変更の品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて、当該変更の目的が達成されていることを確認するための評価に要する製品のロット数、製造期間等をあらかじめ定めた上で、当該評価を行うことが可能となり次第、遅滞なく製品品質への影響を再確認することが求められる。

イ. 製造手順等について製品品質に大きな影響を及ぼす変更が行われた場合には、GMP省令第13条に規定するバリデーションの結果(同条第1項第2号の規定による品質保証に係る業務を担当する組織への報告書)の評価を含むものであること。

二 製品品質または承認事項に影響を及ぼす変更を行った場合においては、当該製品に係る製造販売業者および法第 19 条の 2 第 1 項の承認を受けた者に対して連絡すること。

②第 14 条第 2 項第 2 号関係

製品品質又は承認事項に影響を及ぼす変 更を行った場合には、当該変更に関連す る製品に係る製造販売業者及び外国製造 医薬品等特例承認取得者への連絡を要す るものであること。なお、当該連絡につ いて、上記(1)②の確認を受けていることをもって代替しうるものではないこと。なお、当該製造販売業者への連絡については、GQP省令第7条第2号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。

三前2号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。

③第 14 条第 2 項第 3 号関係 上記①及び②の業務に係る記録の作成及 び保管を要するものであること。

課題 1

変更の管理について、具体的にどのようなことを行ったらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 変更管理について、変更管理手順書で手順や様式を定めている。具体的には次の とおり。
 - ① 現状、品質に影響を及ぼす変更について変更管理を行う手順となっており、 あらかじめ変更による品質の評価を行う手順を追加するよう手順書の改訂 が必要。
 - ② 変更による製品品質及び承認事項への影響を評価する様式になっており、また、変更検討段階で品質に影響を与える可能性がある場合又は承認事項に影響を及ぼす場合には製造販売業者に連絡することを定めている。
 - ③ 変更を行うことについての承認は現状 QC となっているため、QA に変更する予定。
 - ④ 変更に伴う文書の改訂及び教育訓練等について規定している。また、様式で製造管理者及び品質保証責任者に報告し保管することとしている。
 - ⑤ 品質保証に係る業務を担当する組織については、組織追加に伴い GMP 総則内の業務規定に追記中。
 - ⑥ 製品品質への影響を再確認し、当該変更の目的が達成されていることを確認 するための評価について規定し、変更後実生産規模で3ロット以上評価する こととしている。
 - ⑦ 変更実施時には製造販売業者に連絡することと規定している。
 - ⑧ 上記の業務は実施しているが、記録の作成ができていないものについては準備中である。
- 「変更管理規定」において、事前確認事項が定められている。

例;製販への事前連絡の必要性検討、MF 一変・軽微変更などの申請・届け出の

必要性の検討など。

変更管理責任者として、責任者(正)、(副)、(代行)を定めている。

- ・ 変更管理責任者は QA 担当者が行っている。 責務は変更管理規程に従い、品質への影響を評価し、承認することとしている。
- ・変更管理に関する規程では、変更を実施する場合は、変更内容と理由を提出し、 承認の後変更を行う。変更後にはその状況を確認し、品質に影響を及ぼす変更の 場合は一定期間後変更の有効性(評価)を確認する。必要に応じて変更実施につ いて依頼者等に通知している。
- ・ 主に GMP 係(品質保証担当組織)が変更管理を行っており、その上司の品質管理課長が変更管理責任者となっている。変更管理票(=計画)、作業完了申請書(=完了報告)に運用開始申請書(工程の変更など複数の変更管理が必要な時のみ、全体の完了報告)の3つで行っている。
- ・ 製造販売業者への連絡が必要な場合は、取決め書に従って動いている。(責任者は社内で完結する変更管理責任者と区別するため、連絡責任者となっている。)

改正 GMP 省令

第 15 条

製造業者等は、製造手順等からの逸脱(以 下単に「逸脱」という。)が生じた場合に おいては、あらかじめ指定した者に、手 順書等に基づき、次に掲げる業務を適切 に行わせなければならない。

逸脱の内容を記録するとともに、逸 脱したことによる影響を調査し、その結 果について品質保証に係る業務を担当す る組織に対して文書により報告し、確認 を受けること。

重大な逸脱が生じた場合において は、前号に定めるもののほか、次に掲げ る業務を行うとともに、その内容につい て品質保証に係る業務を担当する組織に 対して文書により報告し、確認を受ける こと。

イ 当該逸脱に関連する製品に係る製造 販売業者に対して速やかに連絡するこ ہ ع

ロ 当該逸脱の原因を究明すること。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

15条(逸脱の管理)関係

(1)医薬品の製造業者等の製造所におい て構造設備、手順、工程等からの逸脱が 生じた場合にあらかじめ指定した者に行 わせる業務について規定するものである こと。なお、OOS が生じた場合における 業務については、GMP 省令第 11 条第 1 項第8号の規定によるものであること。 あらかじめ指定した者については、逸脱 が生じた場合における業務を熟知してい る職員を責任者としてあらかじめ指定 し、その職責及び権限を含め、同令第6 条第4項の規定による文書に適切に定め ておくことが求められる。

第 15 条第 1 項第 1 号関係

医薬品製品標準書及び GMP 省令第8条 第1項の手順書に定められている事項に 限らず、製造所の構造設備並びに手順、 工程その他の製造管理及び品質管理の方 法に期待される状態が保たれていない場 合には逸脱として、その内容を記録する とともに、当該逸脱による影響を調査し、 その結果について、品質保証に係る業務 を担当する組織への文書による報告及び 確認を要するものであること。

第 15 条第 1 項第 2 号関係

重大な逸脱が生じた場合において追加的 に必要となる業務について規定するもの であること。重大な逸脱であるかどうか については、製造業者等において当該逸 脱による品質リスクを特定し、評価した 結果に基づいて判断されるべきものであ るが、例えば、当該逸脱により製品品質 に影響を及ぼす又はそのおそれがある場 合、承認事項に従っていない又はそのお

ハ 所要の是正措置および予防措置をとること。

それがある場合等は、重大な逸脱と考え うるものであること。

ア. 当該逸脱に関連する製品に係る製造販売業者への速やかな連絡を要するものであること。なお、当該製造販売業者への連絡については、GQP省令第7条第6号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。

イ. 当該逸脱の原因を究明するとともに、 その結果を踏まえて、所要の是正措置及 び予防措置をとらなければならないもの であること。

ウ. 上記ア. 及びイ. の内容について、 品質保証に係る業務を担当する組織への 文書による報告及び確認を要するもので あること。当該文書による報告を踏まえ、 品質保証に係る業務を担当する組織にお いて GMP 省令第 5 条第 1 項第 3 号の業 務が行われるものであること。

エ. 上記イ. の是正措置及び予防措置をとった上でなおも同様の逸脱が再発する場合には、逸脱を生じた製造手順等の妥当性を再検証することを目的として、GMP省令第11条の3第1項第1号の規定による製品品質の照査を行うことが考慮されるものであること。

なお、重大な逸脱と判断しなかった場合にあっても、当該逸脱に起因して最終製品又は原薬たる医薬品の有効期間又はリテスト日までの期間中に OOS を生じる可能性が否定できないときは、該当する製品ロットについて、当該逸脱による影響の程度を評価することを目的として、GMP 省令第 11 条の 2 又は第 21 条の 2 の規定による安定性モニタリングを行うこと等が望ましいものであること。

三 前2号の業務に係る記録を作成し、 これを保管すること。

第 15 条第 1 項第 3 号関係

上記①及び②の業務に係る記録の作成及 び保管を要するものであること。是正措 置及び予防措置の記録については、当該 措置の進捗スケジュールに沿って漸次に 作成し、その時点での是正措置及び予防 措置の内容について遅滞なく品質保証に 係る業務を担当する組織への文書による 報告及び確認が求められる。

2 製造業者等は、品質保証に係る業務を 担当する組織に、手順書等に基づき、前 | において、上記(1)①及び②ウ. の確認 項第1号および第2号により確認した記 録を作成させ、保管させるとともに、製 造管理者に対して文書により適切に報告 させなければならない。

- (2)品質保証に係る業務を担当する組織 に関する記録の作成及び保管並びに製造 管理者への文書による適切な報告を要す るものであること。なお、これら記録の 作成及び保管並びに報告は、重大な逸脱 が生じた場合に限らないものであるこ ہ ط
- ①品質保証に係る業務を担当する組織か らの当該報告書を踏まえ、製造管理者に より GMP 省令第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の業務が行われるもので あること。
- ②当該報告書を作成し、承認を行う業務 については、品質保証に係る業務を担当 する組織の職員のうち、逸脱の管理に関 して熟知している職員を作成及び承認の 責任者に選任し、その職責及び権限を含 め、GMP 省令第6条第4項の規定によ る文書に適切に定めておくことが求めら れる。

課題 1

軽微な逸脱に関してはこれまで製造記録書等への記載のみとすることもあったが、従来の「重大な逸脱」に準ずる評価、報告がすべての逸脱に求められるようになった。軽微な逸脱に関する手順の見直しをどうすればよいか。また、すべての逸脱についてその影響を調査し、品質保証部門に報告し、品質保証部門はこれを確認したうえで製造管理者へ文書により報告することとなったが、どう対応したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ すべての逸脱に対して報告は必要であるが、報告手順はリスクベースで考え、その影響に応じた対応を設定する。
- ・ 品質保証部門への報告及び確認、製造管理者への報告について文書による報告手順を定める。
- ・ 報告先を「品質部門」としている場合は、第4条(品質保証に係る業務を担当する組織)に従って品質保証部門を設置したうえで、区別して明記する。

課題 2

重大な逸脱の判断は品質リスクを特定し、評価することによって行う。製品品質に影響を及ぼす又はそのおそれがある場合に加え、承認事項に従っていない又はそのおそれがある場合も重大な逸脱とすることとなった。また、GQP 省令に基づく取り決めに従って製造販売業者に速やかに連絡することが規定された。どのような点に注意したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 逸脱の影響評価は品質への影響のみでなく、構造設備や品質システムへの影響等も評価すること。また、これらの影響範囲(ロット)を明確にし、リスクに応じてランク付けし、適切かつ迅速な措置を図る必要がある。
- ・承認事項からの逸脱については、その判断を行う手順及び記録を定める。
- ・ 製販業者への連絡は GQP 取決めに従うことが原則であるが、基本的な対処手順を自社で定めて遅延や遺漏のないようにする。また、ランクに応じて連絡期限を 決めておくとよい。

課題 3

重大な逸脱については、原因を究明し、その結果を踏まえて所定の是正・予防措置を実施し、その進捗を管理すること。また、その効果は製品品質照査において再検証できるようにすることとされた。どのように対応したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ 原因究明においては、原因調査の指示、担当責任者、調査期限、報告手順を明確 にする。期限を超過した際の対応手順、出荷までに原因が判明しない場合の措置 手順があるとよい。

・ 是正・予防措置(CAPA)については、担当責任者、措置期限、進捗管理の手順を定め、更に製品品質照査においてその措置の妥当性を再検証することができるようにする。手順は逸脱管理手順書又は CAPA 手順書等に規定するが、逸脱とCAPA との関係について明確に記述しておく。

課題 4

OOS の扱いについては第 11 条 (品質管理) の規定に従って処理すること。当該 逸脱により将来、OOS の発生が懸念される場合は第 11 条 (品質管理) の 2 に規定 される安定性モニタリングにより影響を評価することが要求された。第 11 条とど のように関連付ければよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ OOS から逸脱への進展、情報や措置の流れを手順書にて明確にしておく。
- ・ 安定性モニタリングは逸脱の品質への影響評価、是正措置の有効性判断等に有用 である。重大な逸脱に限らず、安定性試験による評価が必要か否かについて検討 することを手順化する。
- ・ 安定性モニタリング手順書に逸脱措置として実施する場合の扱いを明記してお く。試験条件、試験項目、試験期間等については目的に応じて設定する。

第19条 第4号 教育訓練(実効性の定期的評価)

ᇔ	F	GI	ſΡ	省令
Livi		(T I)	/I F	=

四 教育訓練の実効性を定期的に評価し、必要に応じて改善を図るとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

- (4) 第 19 条第 4 号関係
- ① 教育訓練の実効性を定期的に評価し、必要に応じて改善(例えば、教育訓練プログラムの改訂、拡充等)を図るとともに、その記録の作成及び保管を要するものであること。
- ② 教育訓練の実効性に関して、その教育訓練を受けた職員、組織、部門等ごとに業務の種類、内容等に応じて、必要な知識並びに技能及び技術の習熟度を踏まえ、その業務を適切に遂行できるかどうか、教育訓練の頻度及び内容が適切であるかどうか等を定期的に評価する仕組みが求められる。

課題1

実効性の定期的評価とは、実際にどういったことを行えばよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ 製造管理者へ提出する記録にスキルマトリックスを追加し、スキルマトリックス に業務の習熟度、業務遂行能力についての評価欄を設けて定期的に確認すること とした。

課題 2

具体的にどのような評価基準を設けたらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ A~D の 4 段階でスキルレベル評価者(工程責任者)による評価を行う。

A:作業知識の習得の実施、人への指導

B:作業知識の習得と一人での実施

C:作業知識の習得、指導を受けながらの作業

D: 再教育の必要あり

課題 3

経営陣にも教育を実施する必要はあるか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・ 必須であると理解している。弊社では、会長、社長、常務に対しても、年に数回 GMP コンサルタントによる GMP に関わる教育が正式に適用開始となった(品質マニュアルで規定)。

その他参考情報

原薬 GMP ガイドライン 3.12 に次の記載があり、詳細は Q&A で説明されていることから、本改正はこれに整合させたものである。

3.12

適任者による教育訓練を定期的に実施すること。なお、それぞれ従業員の教育訓練は、少なくとも、当該従業員が行う作業及び職務に係る GMP の訓練を含むこと。また、教育訓練の記録を保管し、定期的に評価すること。

Q 3.1

[ICH Q7, 3.12]に記載された「教育訓練は定期的に評価すること」の意図は何か。 A 3.1

[ICH Q7, 3.12]の「教育訓練は定期的に評価すること」の記述は、従業員が担当の業務や職責に対して、それを熟知し、遂行する能力があるかどうかや、教育訓練の頻度を上げるか、追加するか、又は新規の教育訓練が必要とされるかどうか、繰り返し行われている教育訓練が最新のものに更新されているかどうかを、評価するシステムを述べている。

⊐ <i>h</i> .⊤	GMP	ルム
Ľ:\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(÷MP	名令

2 製造業者等は、手順書等およびこの章 に規定する記録について、あらかじめ指

書に基づき、次に掲げる業務を行わせな ければならない

定した者に、第8条第2項に規定する文

薬生監麻発 0428 第 2 号 逐条解説

(2)医薬品の製造業者等があらかじめ指 定した者に行わせる医薬品製品標準書及 び GMP 省令第8条第1項の手順書並び に同令第 2 章に規定する記録の信頼性 (いわゆるデータ・インテグリティ) の 確保に係る業務について規定するもので あること。あらかじめ指定した者につい ては、当該文書及び記録の種類、内容等 に応じて、その信頼性の確保に関して熟 知している職員を責任者としてあらかじ め指定し、その職責及び権限を含め、 GMP 省令第6条第4項の規定による文 書に適切に定めておくことが求められ る。いわゆる裏マニュアル、二重記録等 の不正な文書及び記録はもとより以ての 外であるが、医薬品の製造関連の文書及 び記録の信頼性の確保については、 PIC/S の関連ガイダンス文書 PI 041 "GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/GDP ENVIRONMENTS"等が参考になるも

一 作成及び保管すべき手順書等並びに 記録に欠落がないよう、継続的に管理す ること。

第20条第2項第1号関係

のであること。

当該文書及び記録について、その作成及 び保管における欠落がないよう、作成時 から保管期間が満了するまでの期間にわ たって継続的な管理を要するものである こと。例えば、作成段階において欠落が ないよう必要なチェックを行うほか、作 成後において消失、読取り不能等が生じ ないよう適切なバックアップを行う等が 考えられるものであること。

二 作成された手順書等及び記録が正確 | ② 第 20 条第 2 項第 2 号関係 な内容であるよう、継続的に管理するこ

当該文書及び記録について、正確な内容

ہ ع であるよう、作成時から保管期間が満了 するまでの期間にわたって継続的な管理 を要するものであること。 例えば、作成 段階において正確な内容となるよう必要 なチェックを行うほか、作成後において、 内容に不正確な点が判明した場合に必要 な訂正を行う、不正な改変等が生じない よう適切な保全措置をとる等が考えられ るものであること。 三 他の手順書等及び記録の内容との不 ③ 第 20 条第 2 項第 3 号関係 整合がないよう、継続的に管理すること。 当該文書及び記録について、関連する他 の文書及び記録との不整合がない(整合 性及び一貫性が保たれる)よう、作成時 から保管期間が満了するまでの期間にわ たって継続的な管理を要するものである こと。例えば、他の文書及び記録との整

四 手順書等若しくは記録に欠落があった場合又はその内容に不正確若しくは不整合な点が判明した場合においては、その原因を究明し、所要の是正措置及び予防措置をとること。

五 その他手順書等および記録の信頼性を確保するために必要な業務

④ 第 20 条第 2 項第 4 号関係 当該文書又は記録について、欠落があった場合又は内容に不正確若しくは不整合 な点が判明した場合には、その原因を究明し、所要の是正措置及び予防措置をとらなければならないものであること。

等が考えられるものであること。

合性及び一貫性について照合を行う、混同、転記ミス、データのコピーエラーその他作業上の過誤を防止する措置をとる

⑤第20条第2項第5号関係 その他当該文書及び記録の信頼性の確保 に必要な業務としては、当該文書及び記 録について、作成及び保管に関連する業 務に従事する職員への必要な教育訓練の 実施、作成及び保管に使用する設備、物 品等の点検整備等が考えられるものであ ること。

六 前各号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。

⑤ 第 20 条第 2 項第 6 号関係 上記①から⑤までの業務に係る記録の作 成及び保管を要するものであること。

課題1

オーディットトレイルの対応ができていないもの(あるいは対応されていないもの)について、どのように対応したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 現在の段階で、紙での運用があるのであれば引き続き、紙(ログブック)での記録をするしかないと思われる。機器更新の機会があれば、DI対応が可能な機器を選定するべきである。
- ・監査証跡レビューが必要な製造設備や試験室の電子記録で、監査証跡の機能が十分にサポートされていない場合には、十分な機能を有する設備や機器に更新する。設備や機器の更新が種々の事情により直ちに行えない場合は、更新するまでの暫定的な方法として、データ取得や変更を実証する紙ベースの監査証跡との組み合わせによりデータ・インテグリティを担保する〔手書きの操作ログ(時間単位の記録、実施者、実施項目等を記録、レビュー者のサイン欄)、リアルタイムレビュー〕。

課題 2

多種多様な文書記録の確認方法を個別に規定することが困難な場合、どのように 対応するとよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

- ・ 自社では、手順書兼記録書で運用することにしている。 例)試験記録類の文書記録の確認の場合、担当者と確認者のダブルチェックを行 う。その後、総合的に品質管理責任者・品質保証責任者の確認をしている。
- ・ 複数人でのチェックを前提とした記録様式とし、多角的に確認する運用としている。
- ・確認の実施方法であれば、例えば、作成者確認⇒ダブルチェック⇒試験責任者確認⇒部門長の流れを規定すればよいのではと考えられる。

課題 3

QC 試験で発生する電子データについて、データ・インテグリティの確保は具体的にどのように対応したらよいか。

具体的な各社対応事例及び意見等

・電子データは全て記録するようにして、記録へのアクセスに権限を設け、各自ができることを規定する。その上で記録、校正、修飾、削除のすべての履歴が残るようにし、記録、履歴全てを定期的にバックアップできるようにするべきであると考えられる。

その他参考情報

平成 30 年度マスターファイル講習会『GMP 省令改正案のポイント』より

省令案のコンセプト

- ・ 文書及び記録の完全性(Data Integrity)の確保は、GMP 活動の基本。
- ・文書及び記録の完全性確保のための仕組み作り。
 - ⇒Data Integrity のための要素を手順書に落とし込む。

Data Integrity の要件: ALCOA+

Attributable (帰属)、Legible (判読可能)、Contemporaneous (同時)、Original (オリジナル)、Accurate (正確)、Complete (完全)、Consistent (整合)、

Enduring (耐久)、Available (入手可能)

令和 3 年度岐阜県医薬品等 GXP 研究会活動履歴

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、GXP 研究会が中止されました。今年度は、Web 会議及び各社における個別の研究活動により本研究会を実施することができ、一定の成果を得ることができました。

令和 3 年 07 月 13 日 (Web) GXP 研究会 (研究課題・研究方法の検討)

令和3年07月~12月 各社で割り振られた課題を実施

令和 3 年 11 月 29 日 (Web) 班長会議 (中間報告会)

令和 4 年 01 月 26 日 (Web) 班長会議(報告書の中間検討)

令和 4 年 02 月 08 日 (Web) 班長会議 (報告書の中間検討)

令和 4 年 03 月 14 日 (Web) 班長会議 (報告書の最終検討)

あとがき

医薬品の品質、有効性及び安全性、更に安定供給は、製薬企業に課せられた使命です。各企業においては、法令遵守体制を整備し、不良医薬品の出荷、承認書と製造・品質管理との齟齬、データ不備・改ざんなどのデータ完全性等について、問題を起こさないように取り組まれていると思います。また、これら使命を果たすためには、製品品質を造り込む製造現場の職員のみならず、医薬品の生産に係わるすべての人がGMPを理解し、これを日々の作業で実現することが極めて大切であります。

今年度の研究会では、改正 GMP 省令について各企業の課題解決の参考となる情報 収集を行い、活動報告書にまとめました。

本報告書における表現の不一致等については、何卒ご容赦いただくようにお願いいたします。本活動報告書は、各企業様の GMP 管理等において活用していただければ幸いです。

岐阜県医薬品等 GXP 研究会設置要領

(設 置)

第1 県内の医薬品等製造販売業者における製造販売後安全管理の基準(以下「GVP」という。)及び品質管理の基準(以下「GQP」という。)並びに医薬品等製造業者における製造管理及び品質管理の基準(以下「GMP」という。) に関する技術的対応策等を研究するため、岐阜県医薬品等 GXP 研究会(以下「GXP 研究会」という。)を設置する。

(業 務)

- 第2 GXP 研究会は、次に掲げる事項について協議、研究する。
 - (1) 医薬品等製造販売業者に対する GVP、GQP に関する技術的支援方法
 - (2) 医薬品等製造業者に対する GMP に関する技術的支援方法
 - (3) その他 GVP、GQP 及び GMP に関する事項

(委 員)

第3 GXP 研究会は、別表に掲げる事業者をもって構成する。

(会 長)

- 第4 GXP 研究会には会長を置き、岐阜県製薬協会会長をもってあてる。
 - 2 会長は、GXP研究会の会議の議長となる。
 - 3 会長は、必要に応じて GXP 研究会に会員事業者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(招集)

第5 GXP 研究会の招集は、必要に応じ、会長が行う。

(部 会)

第6 GXP 研究会の専門的事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7 GXP 研究会の庶務は、岐阜県健康福祉部薬務水道課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、GXP研究会の運営に関し必要な事項は、会長がGXP研究会に諮って定める。

附 則

- この要領は、平成18年8月2日から施行する。
- この要領は、平成24年6月18日から施行する。
- この要領は、平成27年6月24日から施行する。
- この要領は、平成30年6月22日から施行する。
- この要領は、令和元年6月24日から施行する。
- この要領は、令和3年7月13日から施行する。

< 令和 3 年度 GXP 研究会 専門部会参加者名簿>

<A 班>

猪熊 聡夫 (アスゲン製薬株式会社)

加藤 久幸 (小林薬品工業株式会社)

柴田 省三 (エア・ウォーター・ゾル株式会社)

柴田 幸範 (日興製薬株式会社)

鈴木 一雄 (丸石製薬株式会社)

田口 恵子 (エア・ウォーター・ゾル株式会社)

中西 洋嗣 (住友化学株式会社)

成田 健太 (エア・ウォーター・ゾル株式会社)

班長 樋口 琢磨 (株式会社日生化学工業所)

堀 槙佑子 (エーザイ株式会社)

吉島 舞人 (日医工岐阜工場株式会社)

<B 班>

伊藤 和浩 (協和薬品工業株式会社)

大田 美咲 (アルプス薬品工業株式会社)

大竹 辰徳 (株式会社 UNIGEN)

部会長 高橋 薫 (アピ株式会社)

今村 克哉 (ツキオカフィルム製薬株式会社)

丹羽 香里 (一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター)

福島 健 (Meiji Seika ファルマ株式会社)

藤村 真一 (株式会社 UNIGEN)

班長 樅山 智 (株式会社メニコンネクト)

森安 信男 (株式会社秋田屋本店)

<オブザーバー>

岩木 孝晴 (岐阜県保健環境研究所)

清水 英徳 (岐阜県保健環境研究所)

<事務局>

篠田 範夫 (岐阜県健康福祉部薬務水道課)

青木 明日香 (岐阜県健康福祉部薬務水道課)

上野 真一 (岐阜県健康福祉部薬務水道課)

令和 3 年度 GXP 研究会活動報告書

令和4年3月

岐阜県医薬品等 GXP 研究会

事務局:岐阜県健康福祉部薬務水道課

岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1

電話 058-272-1111 (内線 2585)